事　務　連　絡
令和５年10月６日

各 都道府県 / 保健所設置市 / 特別区 衛生主管部（局）　御中

厚生労働省医政局総務課

医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書（第３版）について

医療法に基づく医療に関する広告規制（以下「医療広告規制」という。）の具体的な運用につきましては、これまでに、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）」（平成 30 年５月８日付け医政発 0508 第１号厚生労働省医政局長通知の別紙３）（最終改正：令和４年 12 月 28 日）及び「医療広告ガイドラインに関するＱ＆Ａ」（平成 30 年８月 10 日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡の別添）（最終改正：令和４年４月１日）をお示ししているところです。

また、医療に関する広告規制への関係者の理解を深めるため、厚生労働省にて実施している「医業等に係るウェブサイトの調査・監視体制強化事業」において、実際に医療広告規制への抵触が認められた事例や、医療広告規制の内容の周知が必要と考えられた事例等をもとに、「医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書（第２版）」（令和５年２月１日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡の別紙）をお示ししていますが、今般、別紙のとおり「医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書（第３版）」を作成いたしました。つきましては、本内容について御了知のうえ、業務の参考としてご活用いただくとともに、貴管下医療機関及び関係団体への周知をお願いいたします。

なお、本事例解説書については、厚生労働省のホームページから入手可能であることを申し添えます。

（URL　：　https://www.mhlw.go.jp/content/001153604.pdf）

（別紙）

# 医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書
# （第3版）

令和５年１０月 作成

# 目次

修正　新規作成


| 分類 | | 事例 | | 頁 |
|---|---|---|---|---|
| 1.広告が禁止される事例 | | 虚偽広告 | (1)治療内容・期間の虚偽（虚偽広告） | 5 |
| | | | (2)データの根拠を明確にしない調査結果（虚偽広告） | 6 |
| | | | (3)加工・修正した術前術後の写真等の掲載（虚偽広告） | 7 |
| | | 誇大広告 | (4)医療広告ガイドラインを遵守している旨の広告（誇大広告） | 8 |
| | | 比較優良広告 | (5)最上級の比較（比較優良広告） | 9 |
| | | | (6)他の医療機関との比較（比較優良広告） | 10 |
| | | | (7)著名人との関係性強調（比較優良広告） | 11 |
| | | 誇大広告 | (8)施設について誤認させる広告（〇〇センター）（誇大広告） | 12 |
| | | | (9)提供する医療の内容等について誤認させる広告（誇大広告） | 13-14 |
| | | | (10)科学的根拠が乏しい情報による誘導（誇大広告） | 15 |
| | | | (11)「かかりつけ歯科機能強化型歯科診療所」等について誤認させる広告（誇大広告） | 16 |
| | | | (12)データの内訳が示されていない手術件数 | 17 |
| | | 体験談 | (13)体験談（省令禁止事項） | 18 |
| | | | (14)体験談（省令禁止事項）　※口コミサイトから転載 | 19 |
| | | | (15)体験談（省令禁止事項）※医療機関のスタッフによる記載 | 20 |
| | | | (16)体験談（省令禁止事項）※体験談の編集 | 21 |
| | | | (17)体験談（省令禁止事項）※患者直筆アンケートの加工・転載 | 22 |
| | | | (18)体験談（省令禁止事項）※患者の主訴として記載された体験談の掲載 | 23 |
| | | ビフォーアフター写真 | (19)ビフォーアフター写真（省令禁止事項） | 24 |
| | | | (20)複数のビフォーアフター写真（省令禁止事項） | 25 |
| | | | (21)ビフォーアフター写真（省令禁止事項）注意が必要な事例 | 26-27 |
| 2.広告可能事項の記載が不適切な事例 | | – | (22)治療の方法 | 29 |
| | | – | (23)医療従事者の専門性資格 | 30 |
| 3.限定解除要件の記載が不適切な事例 | 3-1 限定解除要件について | – | (24)「専門外来」「診療科名」「専門性資格」「手術件数」「新聞や雑誌等で紹介された旨」における限定解除 | 32 |
| | 3-2 自由診療に関する限定解除要件について | – | (25)自由診療における限定解除 | 34-39 |
| | | – | (26)未承認医薬品等を用いた自由診療における限定解除 | 40 |
| | | – | (27)医薬品等を承認された効能・効果と異なる目的で用いた自由診療における限定解除 | 41 |
| 4.広告するにあたって注意が必要な事例 | | – | (28) 様々な治療の方法が含まれ、そのいずれの治療を提供するのかという点が明確ではない診療科名 | 43 |
| | | – | (29)提供される医療とは直接関係ない事項による誘引 | 44 |
| | | – | (30)費用を強調した広告 | 45-46 |
| | | – | (31)医薬品の販売名（医薬品医療機器等法） | 47 |
| | | – | (32)バナー広告における違反 | 48 |
| | | – | (33)リスティング広告における違反 | 49 |
| | | – | (34)特定の人のみが閲覧可能な広告における違反 | 50 |


**改訂履歴**

令和３年７月　作成
令和５年２月　一部改訂
令和５年１０月　一部改訂

# はじめに

近年、美容医療サービスに関する情報提供を契機として、消費者トラブルが発生していること等を踏まえ、平成29年に医療に関する広告規制の見直しを含む医療法の改正が行われ、平成30年6月1日に施行されました。これにより、広告規制の対象範囲が単なる「広告」から「広告その他の医療を受ける者を誘引するための手段としての表示」へと変更され、ウェブサイト等による情報提供も規制の対象となりました。

ただし、ウェブサイト等については、他の広告媒体と同様に広告可能事項を限定する場合、詳細な診療内容など患者等が求める情報の円滑な提供が妨げられるおそれがあります。そこで、医療を受ける者による適切な医療の選択が阻害されるおそれが少ない場合には、以下の要件を満たすことにより、広告可能事項の限定を解除できます。

＜限定解除要件＞
① 医療に関する適切な選択に資する情報であって患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトその他これに準じる広告であること
② 表示される情報の内容について、患者等が容易に照会ができるよう、問い合わせ先を記載することその他の方法により明示すること
③ 自由診療に係る通常必要とされる治療等の内容、費用等に関する事項について情報を提供すること
④ 自由診療に係る治療等に係る主なリスク、副作用等に関する事項について情報を提供すること

本改正を受け、厚生労働省では平成29年度から「医業等に係るウェブサイトの調査・監視体制強化事業」においてネットパトロールを実施し、医療機関のウェブサイトによる情報提供における監視を強化しています。

今般、医療広告規制の更なる理解を図るため、ネットパトロールにおいて蓄積された実際の事例等を基に、個々の事例を分かりやすく解説する本事例解説書を作成しました。医療機関のウェブサイトによる情報提供は、限定解除要件を満たすことによって広告が可能である事例が多いことから、本事例解説書においては、限定解除要件に関連した事例を多く掲載しています。ただし、掲載した事例は一例であり、不適切な例や改善例の全てではない点についてはご留意ください。

本事例解説書を活用いただき、「規制する側」である自治体や「規制される側」である医療機関・ウェブサイト制作事業者、また、国民の各者において、医療に関する広告規制の理解が深まることを願っています。

※なお、本事例解説書では、上記限定解除要件の4要件のうち、一般的なウェブサイト（リスティング広告、バナー広告を除く）等であれば、原則として①の要件を満たすことから、広告が①の要件を満たすことを前提として、②から④を対象とする事例解説を行っています。

※本事例解説書は現行の法令やガイドライン等に準拠して、わかりやすく解説することを目的に作成いたしました。今後、法令やガイドライン等が改訂された場合には、それに合わせた見直しを行う予定です。

- 医療機関のウェブサイトについて、医療広告違反の疑いのある表示があった場合は、以下のサイトに情報をお寄せくださいますようお願いいたします。

  ＜厚生労働省「医業等に係るウェブサイトの調査・監視体制強化事業」受付窓口＞
  http://iryoukoukoku-patroll.com

- 医療広告に関するご相談は、医療機関を所管する自治体の窓口にご連絡をお願いいたします。
  問合せ窓口一覧を厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、適宜ご参照ください。
  https://www.mhlw.go.jp/content/000732975.pdf

# １．広告が禁止される事例

1．広告が禁止される事例

# （１）治療内容･期間の虚偽（虚偽広告）

**治療内容や期間を偽った表現**

医療広告ガイドラインでは、絶対安全な手術等は、医学上あり得ないため、虚偽広告として取り扱うこととされている。
また、治療後の定期的な処置等が必要であるにもかかわらず、全ての治療が短期間で終了するといった内容の表現を記載している場合には、虚偽広告として取り扱うこととされている。

## 事例①医学上あり得ない内容の表現

○○美容クリニック

ホーム　診療内容　医院紹介　アクセス

**＜当院の強み＞**

解説①
医学上あり得ない記載をしている

**1.どんなに難しい手術でも成功**

当院には、手術実績が豊富で高度な技術を持った医師が多く在籍しております。そのため当院では**どんなに難しい手術でも必ず成功させます**！

**2.絶対安全な治療**

数多くの症例をこなしてきた医師が多く在籍しているため、当院の**治療はどのような症例でも絶対安全です！**

## 事例②実態と異なり、全ての治療が短期間で終了するような表現

○○歯科

ホーム　診療内容　医院紹介　アクセス

**即日インプラント治療**
1日で**全ての治療**が終了します。

解説②
定期的なメンテナンスが必要にもかかわらず、全ての治療が1日で終了すると記載している

**＜治療の流れ＞**

検査 ⇒ 診断・検査 ⇒ 術前治療 ⇒ 手術 ⇒ 定期メンテナンス

| | |
|---|---|
| 医療法関連法令 | 法第6条の5第1項 |
| 医療広告ガイドライン | 第3の1 (1) 内容が虚偽にわたる広告（虚偽広告） |
| 医療広告ガイドラインに関するQ&A | |

# （２）データの根拠を明確にしない調査結果（虚偽広告）

**データの根拠を明確にしない調査結果**

医療広告ガイドラインでは、調査結果等の引用による広告について、データの根拠（具体的な調査方法等）を明確にせず、データの結果と考えられるもののみを示すものについては、虚偽広告として取り扱うこと、とされている。

## 事例①　データの根拠を明確にしない患者満足度

○○美容クリニック

ホーム　診療内容　医院紹介　アクセス

**解説①**
データの根拠を明確にせず患者満足度のみを示している

多くの皆様にご満足いただいております！

医療脱毛
患者様満足度
**99%**

## 事例②　データの根拠を明確にしない治療の効果

○○美容クリニック

ホーム　診療内容　医院紹介　アクセス

**解説②**
治療の効果について、データの結果と考えられるもののみを示している

### 当院の発毛治療

**HARG療法**

当院におけるHARG療法の発毛率は**99%**です。
治療を受けた患者様のほぼ全員が効果を実感しておられます！

### 当院のインプラント治療

**インプラント**

当院のインプラント手術の**成功率**は97.5%です。

**患者満足度調査の扱いについて**
**（医療広告ガイドライン抜粋）**

患者満足度調査を実施している旨、当該調査の結果を提供している旨又は当該調査の結果の入手方法等については広告可能であるが、当該調査の結果そのものについては、広告が認められないことに留意すること

| | |
|---|---|
| 医療法関連法令 | 法第6条の5第1項 |
| 医療広告ガイドライン | 第3の1 (1) 内容が虚偽にわたる広告（虚偽広告） |
| 医療広告ガイドラインに関するQ&A | Q3-22 |

1．広告が禁止される事例

# （3）加工・修正した術前術後の写真等の掲載（虚偽広告）

## 加工・修正した術前術後の写真等の掲載

医療広告ガイドラインでは、「加工・修正した術前術後の写真等の掲載」の取扱いとして、あたかも効果があるかのように見せるため加工・修正した術前術後の写真等については、虚偽広告として取り扱うべき、とされている。

### 事例　加工・修正した術前術後の写真等の掲載

診療時間　10:00～18:00
休診日　日曜・祝日
03-xxxx-xxxx

〇〇歯科医院

トップページ | 診療内容 | 料金一覧 | お問い合わせ

**歯のホワイトニング**

ホワイトニングによって、歯の着色を除去し、輝く白い歯を手に入れることができます。
お口を開けた時のお顔の印象が明るくなります！

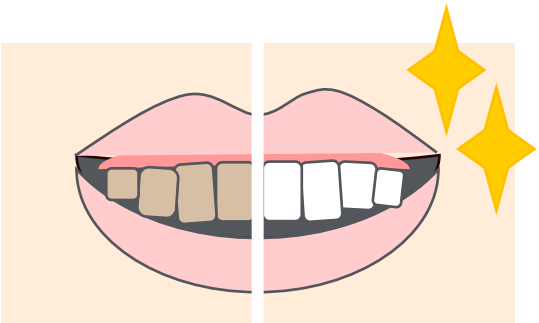

**解説**

**実際には施術していないフリー素材の画像やイラスト、また人物写真等を分割し、片方のみ美しく修正するといった加工を施して、あたかも術前・術後の治療の成果のように見えるイメージを掲載している**

| | |
|---|---|
| 医療法関連法令 | 法第6条の5第1項 |
| 医療広告ガイドライン | 第3の1 (1) 内容が虚偽にわたる広告（虚偽広告） |
| 医療広告ガイドラインに関するQ&A | |

# （4）医療広告ガイドラインを遵守している旨の広告（誇大広告）

## 医療広告ガイドラインを遵守している旨を強調した表現

医療広告ガイドラインを遵守していることは、特段、強調すべきことではないと考えられるため、文字の大きさ・色等によって強調するような表現は認められない。また、公的な制度により行政機関が保証しているように誤認を与える表現も、同様に認められない。

### 事例①　文字の大きさや色等による過度な強調

○○美容外科クリニック　診療時間 10:00～18:00 休診日　日曜・祝日

ホーム　診療科名

解説①
文字の大きさ・色等で医療広告ガイドラインを遵守している旨を強調している

**医療広告ガイドラインの遵守について**

○○美容外科クリニックは、厚生労働省より2018年6月に施行された**「医療広告ガイドライン」を遵守したサイトを作成しております。**それに伴い、いくつかの項目の削除や修正を実施致しました。
ご理解のほどよろしくお願い致します。

○○美容外科クリニック
院長　○○

診療案内

当院は、美容外科として豊富な実績を持つ医師が揃っており、ご来院される皆様のお悩みやご希望を丁寧にお伺いした上で、適切な施術等をご提案できるよう心掛けております。どうぞご安心の上ご来院ください。

よくあるご質問　←　クリックしてください。

### 事例②　規制遵守を公的な制度により行政機関が保証するような表現

○○美容外科クリニック　診療時間 10:00～18:00

ホーム　診療科名

解説②
医療広告規制を遵守している旨について、制度として行政機関が認証を与えていると誤認させるような表現になっている

厚生労働省
医療広告規制
適合
(医)-第○○号

当院のサイトは、**厚生労働省が定めた医療広告ガイドラインの遵守状況を確認する審査制度に基づき、指定審査機関から認定証を取得**したことをお知らせいたします。

診療案内

当院は、美容外科として豊富な実績を持つ医師が揃っており、ご来院される皆様のお悩みやご希望を丁寧にお伺いした上で、適切な施術等をご提案できるよう心掛けております。どうぞご安心の上ご来院ください。

よくあるご質問　←　クリックしてください。

## 医療広告ガイドラインを遵守している旨を強調しない表現による改善例

医療広告ガイドラインを遵守している旨を記載する場合は、過度に強調せずに記載する。

○○美容外科クリニック　診療時間 10:00～18:00 休診日　日曜・祝日　03-xxxx-xxxx

ホーム　診療科名　医院紹介　アクセス

地域に密着した医療サービスの提供を目指します。

診療案内

当院は、美容外科として豊富な実績を持つ医師が揃っており、ご来院される皆様のお悩みやご希望を丁寧にお伺いした上で、適切な施術等をご提案できるよう心掛けております。どうぞご安心の上ご来院ください。

よくあるご質問　←　クリックしてください。

お知らせ・最新情報

2021年○月○日　当院のホームページをリニューアルいたしました。
2020年○月○日　○月～○月の当院所属医師の診察・手術担当曜日と時間を掲載いたしました。

解説
医療広告ガイドラインを遵守している旨について、過度な記載はしていない

サイトマップ　プライバシーポリシー

当院のホームページは、厚生労働省より2018年6月に施行された「医療広告ガイドライン」を遵守して作成しております。

Copyright©○○美容外科クリニック All Rights Reserved.

| | |
|---|---|
| 医療法関連法令 | 法第6条の5第2項第2号 |
| 医療広告ガイドライン | 第3の1 (3) 誇大な広告（誇大広告） |
| 医療広告ガイドラインに関するQ&A | Q5-13 |

# （5）最上級の比較（比較優良広告）

## 最上級の表現

医療広告ガイドラインでは、最上級の表現その他優秀性について著しく誤認を与える表現は、客観的な事実であったとしても、禁止される表現に該当する。

### 事例　最上級の表現

〇〇美容外科クリニック

ホーム　診療内容　医院紹介　アクセス

解説①
最上級の表現、その他優秀性について著しく誤認を与える表現を記載している

| | |
|---|---|
| 施設の規模 | 本グループは全国に展開し、**最高**の医療を広く国民に提供しております。 |
| 人員配置 | 当院は**県内一**の医師数を誇ります。 |
| 医療内容 | 当院は美容外科手術において**日本一**の実績を有しています |

| | |
|---|---|
| 医療法関連法令 | 法第6条の5第2項第1号 |
| 医療広告ガイドライン | 第3の1 (2) 他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告（比較優良広告） |
| 医療広告ガイドラインに関するQ&A | Q2-3 |

修正
（事例③の追加）

1．広告が禁止される事例

# （6）他の医療機関との比較（比較優良広告）

**他の病院又は診療所と比較して優良である旨の表現**

医療広告ガイドラインでは、特定又は不特定の他の医療機関と自らを比較の対象とし、施設の規模、人員配置、提供する医療の内容等について、自らの病院等が他の医療機関よりも優良である旨の記載は医療に関する広告としては認められない、とされている。

## 事例①　特定の医療機関と比較した表現

★★クリニックの美容医療

料金表

解説①
特定の他の医療機関と比較して優良である旨の記載がされている

県内で同じ治療を提供している**「□□医院様」や「△△クリニック様」よりも安く**受診できます！

| 〇〇治療 | □□医院様 | △△クリニック様 | 当院 |
|---|---|---|---|
| | 45,000円 | 50,000円 | **39,000円** |

## 事例②　他の医療機関と比較した表現

〇〇クリニック

ホーム　診療内容　医院紹介

解説②
不特定の他の医療機関と比較して優良である旨の記載がされている

| | |
|---|---|
| 施設の規模 | 当院は美容外科手術における脂肪吸引術の件数において**日本一の実績**を有しています！ |
| 人員配置 | 当医院の医師は**県内でも有数の治療実績**があります |
| 医療内容 | 当医院は〇〇市の**他の医療機関と比較して、インプラント手術成功率が高い**です。 |

## 事例③　他の医療機関を誹謗した表現

〇〇クリニック

ホーム　診療内容　医院紹介

解説③
不特定の他の医療機関を誹謗することで、自らの医療が優良である旨の記載がされている

| | |
|---|---|
| 医療内容 | **＜ご注意ください！！＞**<br>他院では**未熟な医師が質の低い医療を提供しており、大変危険です！** なお、当医院の医師は〇〇治療の実績が豊富なため、安心して治療を受けていただくことができます。 |

**広告が可能である場合**
**（医療広告ガイドライン抜粋）**

最上級を意味する表現その他優秀性について著しく誤認を与える表現を除き、必ずしも客観的な事実の記載を妨げるものではないが、求められれば内容に係る裏付けとなる合理的な根拠を示し、客観的に実証できる必要がある。調査結果等の引用による広告については、出典、調査の実施主体、調査の範囲、実施時期等を併記する必要がある。

| | |
|---|---|
| 医療法関連法令 | 法第6条の5第2項第1号 |
| 医療広告ガイドライン | 第3の1 (2) 他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告（比較優良広告） |
| 医療広告ガイドラインに関するQ&A | |

# （7）著名人との関係性強調（比較優良広告）

## 著名人との関係性を強調した表現

医療広告ガイドラインでは、著名人との関連性を強調するなど、患者等に対して他の医療機関より著しく優れているとの誤認を与えるおそれがある表現は、患者等を不当に誘引するおそれがあることから、比較優良広告として取り扱うこと、とされている。

**事例　芸能人や著名人が患者である旨**

**解説**
**著名人が患者である旨が記載されている**

https;//www.abcde-clinic.com/datsumou

**＜当院からのお知らせ＞**

**2021年○月○日**
**サッカー選手の○○選手に患者第1号になっていただきました。**
写真は○○選手来院時に撮影致しました。

△△チームに所属する
○○選手

**モデルの○○さんも！**

**モデルの○○さん**が当院に来院されました！

**モデルの○○**も効果実感！
当院のホワイトニング！

| | |
|---|---|
| 医療法関連法令 | 法第6条の5第2項第1号 |
| 医療広告ガイドライン | 第3の1 (2) 他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告（比較優良広告） |
| 医療広告ガイドラインに関するQ&A | |

# （8）施設について誤認させる広告（〇〇センター）（誇大広告）

**広告をしてはならない〇〇センターの表現**

医療機関の名称、又は医療機関の名称と併記して掲載される名称は、本ページ右側の「○○センターの広告が可能である場合（医療広告ガイドライン抜粋）」に記載されている２つの箇条書きの場合以外については、医療広告ガイドラインでは誇大広告として取り扱うべきであること、とされている。

**広告が可能である〇〇センターの表現**

医療広告ガイドラインでは、以下に記載するもののほか、医療機関が提供する医療の一部を担当する部門名として患者向けに院内向けに院内掲示しているものをそのままウェブサイトに掲載している場合等には、原則として、内容が誇大なものとして扱わないこと、とされている。

## 事例①　医療機関名称

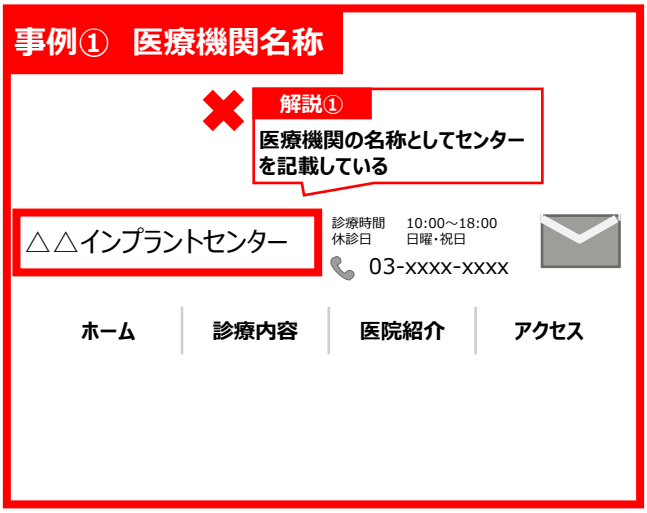


## 事例②　医療機関の名称と併記

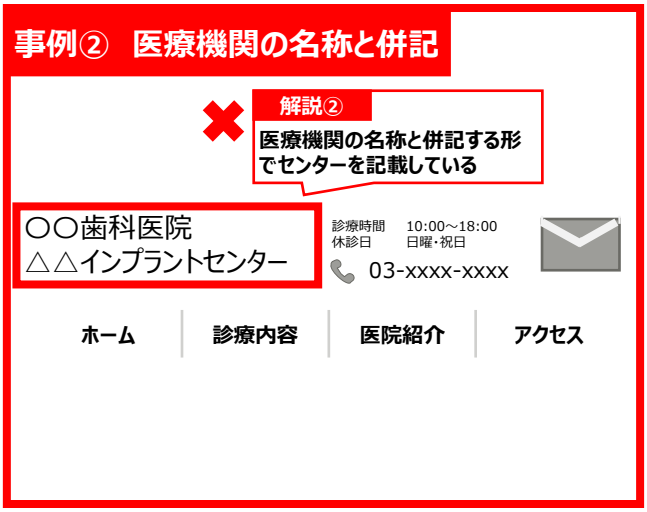


### ○○センターの広告が可能である場合（医療広告ガイドライン抜粋）

- 法令の規定又は国の定める事業を実施する病院又は診療所であるものとして、救命救急センター、休日夜間急患センター、総合周産期母子医療センター等、一定の医療を担う医療機関である場合

又は

- 当該医療機関が当該診療について、地域における中核的な機能や役割を担っていると都道府県等が認める場合

| | |
|---|---|
| 医療法関連法令 | 法第6条の5第2項第2号 |
| 医療広告ガイドライン | 第3の1 (3) 誇大な広告（誇大広告） |
| 医療広告ガイドラインに関するQ&A | Q1-13,5-5 |

# （9）提供する医療の内容等について誤認させる広告（誇大広告）（個別具体例1/2）

**提供する医療の内容等について事実を不当に誇張して表現している等、人を誤認させる表現**

医療広告ガイドラインでは、必ずしも虚偽ではないが、提供する医療の内容等について、事実を不当に誇張して表現していたり、人を誤認させる広告（一般人が広告内容から認識する「印象」や「期待感」と実際の内容に相違があるもの）は、医療に関する広告としては認められないものである、とされている。

## 事例　提供される医療サービスの回数

https;//www.abcde-clinic.com/datsumou

〇〇クリニック

診療時間　10:00～18:00
休診日　日曜・祝日
03-xxxx-xxxx

トップページ | 脱毛へのポリシー | 脱毛サービス | 料金一覧 | クリニック一覧 | よくある質問

**解説**
**実際には毛周期等（※1）の関係で回数は限られるが、「無制限」「し放題」「回数制限なく」の表記によって誤認を与える可能性がある**

**医療脱毛**

患者さまの声を元に、全身脱毛のプランを用意しました！

**全身脱毛３年間し放題**

**全身脱毛　回数無制限プラン**

**月額**　9,000円（税抜き）

全身のムダ毛をすっきり綺麗に脱毛することを目指す！

３年間、回数制限なく何度でも通えるため、全身のムダ毛を最後まで脱毛することを目指せます。

※本プランは全て新規ご契約者さまのみの適用となります。

**※1 毛周期**

毛周期とは体毛が生え変わるサイクルのことを示しており、そのサイクルの限られた期間に脱毛を行うことで効果が発揮されるが、一回脱毛をすると次の脱毛をするサイクルになるまで一定期間を空ける必要がある。そのため、実質的には契約期間中において受けられる脱毛の回数は限られる。

| | |
|---|---|
| 医療法関連法令 | 法第6条の5第2項第2号 |
| 医療広告ガイドライン | 第3の1 (3) 誇大な広告（誇大広告） |
| 医療広告ガイドラインに関するQ&A | |

1．広告が禁止される事例

# （9）提供する医療の内容等について誤認させる広告（誇大広告）（個別具体例2/2）

**提供する医療の内容等について事実を不当に誇張して表現している等、人を誤認させる表現**

医療広告ガイドラインでは、必ずしも虚偽ではないが、提供する医療の内容等について、事実を不当に誇張して表現していたり、人を誤認させる広告（一般人が広告内容から認識する「印象」や「期待感」と実際の内容に相違があるもの）は、医療に関する広告としては認められないものである、とされている。

## 事例①　自院が最適・最先端な医療を提供している旨の記載

https;//www.abcde-clinic.com/datsumou

○○クリニック

診療時間　10:00～18:00
休診日　日曜・祝日
03-xxxx-xxxx

トップページ　院長紹介　診療内容　料金一覧　アクセス　よくあるご質問

解説
自院が提供する医療全般において、最適・最先端である旨を記載している

**最適な医療**

○○クリニックでは、患者様のお悩みに沿った、最適な治療を提供します。

## 事例②　特定の治療法・医療機器が最適・最先端である旨の記載

https;//www.abcde-clinic.com/datsumou

○○クリニック

診療時間　10:00～18:00
休診日　日曜・祝日
03-xxxx-xxxx

トップページ　院長紹介　診療内容　料金一覧　アクセス　よくあるご質問

解説
特定の治療法・医療機器等が最適・最先端である旨を記載している

**最先端の医療　○○治療とは？**

**○○治療の特徴**
最先端の医療機器○○を使用することで、代謝の活性化を促進し、
痩身効果を期待することができます。

| | |
|---|---|
| 医療法関連法令 | 法第6条の5第2項第2号 |
| 医療広告ガイドライン | 第3の1 (3) 誇大な広告（誇大広告） |
| 医療広告ガイドラインに関するQ&A | Q2-2 |

# （10）科学的根拠が乏しい情報による誘導（誇大広告）

**科学的根拠が乏しい情報を用いて医療機関への受診や手術へ誘導する表現**

医療広告ガイドラインでは、科学的な根拠が乏しい情報であるにもかかわらず、特定の症状に関するリスク、又は手術や処置等の有効性を強調することにより、医療機関への受診や手術へ誘導するものは、誇大広告として取り扱うこと、とされている。

## 事例①　医療機関への受診を誘導

○○クリニック

診療時間　10:00～18:00
休診日　日曜・祝日
03-xxxx-xxxx

ホーム　診療内容　医院紹介　アクセス

**解説①**
**科学的な根拠が乏しい情報であるにもかかわらず、特定の症状に関するリスクを強調することにより、医療機関への受診を誘導している**

### ストレスを感じている方にはがんのリスクがあります

ストレスを強く感じている人はがんの発生リスクが高いです。
近年の研究ではストレスががんの発生の大きな要因になっているといわれています。
がんを発生させないためには、催眠療法を利用したストレスの原因の明確化と軽減が必要です。
是非当院にお越しください。

## 事例②　特定の手術や処置等の実施に誘導

○○クリニック

診療時間　10:00～18:00
休診日　日曜・祝日
03-xxxx-xxxx

ホーム　診療内容　医院紹介　アクセス

**解説②**
**科学的な根拠が乏しい情報であるにもかかわらず、特定の手術や処置等の有効性を強調することにより、有効性が高いと称する手術等の実施へ誘導している**

### ○○療法で期待できることは？

○○療法は免疫機能や細胞を活性化し、様々な効果を引き出します。例えば次の効果が期待でき、おすすめです。

**【悪性腫瘍の治療】**
肺癌、大腸癌、子宮癌、皮膚癌等の治療に有効です。

**【ウイルス性疾患の治療】**
肝炎、HIV、インフルエンザウイルスを体内から除去します。

**【アンチエイジング】**
美白・美肌・ダイエットにも効果的です。

| | |
|---|---|
| 医療法関連法令 | 法第6条の5第2項第2号 |
| 医療広告ガイドライン | 第3の1 (3) 誇大な広告（誇大広告） |
| 医療広告ガイドラインに関するQ&A | |

1．広告が禁止される事例

# （11）「かかりつけ歯科機能強化型歯科診療所」等について誤認させる広告　（誇大広告）

**厚労省が認定したかのように誤認させる表現**

「かかりつけ歯科機能強化型歯科診療所」「歯科外来診療環境体制加算」については医療機関が施設基準に合致している旨の届出をするものであるため、厚生労働省等が特別に認定・認証を与えていると誤認させるような表現は、「誇大な広告」に該当する。

**厚労省が認定したかのように誤認させる表現の改善例**

「かかりつけ歯科機能強化型歯科診療所」や「歯科外来診療環境体制加算」について届出済みである旨を記載する場合は、あくまで届出済みである旨について記載する。

**事例　厚生労働省等が認定・認証を与えたかのように誤認を与える表現**

〇〇歯科医院

診療時間 10:00～18:00
休診日　日曜・祝日
03-xxxx-xxxx

ホーム　診療科名　医院紹介　アクセス

当院について

解説①
「かかりつけ歯科機能強化型歯科診療所」等について、厚生労働省といった行政機関等から、あたかも特別な認定・認証・お墨付きを得ていると誤認させるような表現をしている

**かかりつけ歯科機能強化型診療所として、厚生労働省に認定されました！**

当院は数々の施設基準を満たし、「かかりつけ歯科機能強化型診療所（か強診）」として、国の認証を取得しました。

〇〇歯科医院
院長　〇〇

〇〇歯科医院

診療時間 10:00～18:00
休診日　日曜・祝日
03-xxxx-xxxx

ホーム　診療科名　医院紹介　アクセス

当院について

解説
あくまで届出済みである旨について触れている

当院は、「かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所」（か強診）の施設基準を満たした歯科医院として、届出済みです。

〇〇歯科医院
院長　〇〇

サイトマップ　プライバシーポリシー
Copyright©〇〇歯科医院 All Rights Reserved.

**診療報酬の施設基準を満たす旨の記載に関する留意事項**

診療報酬の施設基準を満たす旨について誤認を与える表現や過度に強調することは誇大広告に該当するが、医療広告ガイドライン第1-2(1)「 広告を行う者の責務」において、「医療広告を行う者は、その責務として、患者等が広告内容を適切に理解して、適切に治療等を選択できるよう、客観的で正確な情報の伝達に努めなければならない。」とされていることから、国民・患者にとって適切かつ分かりやすい説明を付すことが望ましい。

| | |
|---|---|
| 医療法関連法令 | 法第6条の5第2項第2号 |
| 医療広告ガイドライン | 第3の1 (3) 誇大な広告（誇大広告） |
| 医療広告ガイドラインに関するQ&A | |

# （12）データの内訳が示されていない手術件数

## データの内訳が示されていない手術件数の表現

医療広告ガイドラインでは、手術件数を広告する際には、当該手術件数に係る期間を併記する必要がある、とされている。なお、長期間の件数で、現在提供されている医療の内容について誤認させるおそれがあるものは誇大広告に該当する可能性がある、とされている。

### 事例①　件数のみ

〇〇美容外科

診療時間　10:00～18:00
休診日　日曜・祝日
03-xxxx-xxxx

ホーム　診療内容　料金一覧　アクセス

当院の紹介

・・・・・・を目指しております。

解説①
**治療実績におけるトータル件数のみ記載されている**

当院では、〇〇手術と××手術の実績はのべ1,500件を超えています！

診療科名

整形外科、美容外科

### 事例②　長期間の件数

〇〇美容外科

診療時間　10:00～18:00
休診日　日曜・祝日
03-xxxx-xxxx

ホーム　診療内容　料金一覧　アクセス

**当院の治療実績**

治療内容　治療の流れ
費用　治療実績

当院では以下の手術実績を有しております。

解説②
**医療の内容について誤認させるおそれがある長期間の手術件数の表示がされている**

■対象期間：1985年～2018年
■手術
・〇〇手術：1,250件
・△△手術：2,620件

## 手術件数におけるデータの内訳を詳細に示した表現による改善例

手術件数において、対象期間を明示した上で1年ごとに集計したものを複数年に渡って示すことが望ましい。また当該件数に係る期間を併記した場合であっても、広告可能事項で示した範囲で広告が可能である。
※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

https;//www.abcde.biyou.com

〇〇美容外科

ホーム　診療内容　医院紹介　アクセス

**当院の治療実績**

治療内容　治療の流れ
費用　治療実績

当院は2007年1月の開院以来、2018年までに2,437件の手術実績を有しております。詳細は以下の通りです。

解説①,②
**対象期間を明示した上で、それぞれの手術を1年ごとに集計した件数を記載する**

〇対象期間：2007年3月～2018年12月

| | 〇〇手術 | △△手術 | ××手術 |
|---|---|---|---|
| 2007年 | 15件 | 10件 | 30件 |
| 2008年 | 28件 | 12件 | 45件 |
| 2009年 | 25件 | 8件 | 52件 |
| 2010年 | 49件 | 4件 | 47件 |
| 2011年 | 63件 | 13件 | 78件 |
| 2012年 | 150件 | 27件 | 99件 |
| 2013年 | 123件 | 8件 | 95件 |
| 2014年 | 142件 | 11件 | 125件 |
| 2015年 | 108件 | 15件 | 155件 |
| 2016年 | 92件 | 13件 | 187件 |
| 2017年 | 75件 | 7件 | 220件 |
| 2018年 | 55件 | 8件 | 243件 |

| | |
|---|---|
| 医療法関連法令 | 法第6条の5第2項第2号、法第6条の5第3項第14号 |
| 医療広告ガイドライン | 第4の4 (14) 法第6条の5第3項第14号 |
| 医療広告ガイドラインに関するQ&A | Q3-16,3-17 |

# （13）体験談（省令禁止事項）

**治療内容又は効果に関する体験談の表現**

治療等の内容又は効果に関して、患者自身の体験や家族等からの伝聞に基づく主観的な体験談の広告をしてはならない。医療広告ガイドラインでは、こうした体験談について、医療機関への誘引を目的として紹介することは、個々の患者の状態等により感想が異なり得るものであり、誤認を与えるおそれがあることを踏まえ、医療に関する広告としては認められない、とされている。

**事例　治療内容または効果に関する体験談**

診療時間　10:00～18:00
休診日　日曜・祝日
03-xxxx-xxxx

〇〇クリニック

トップページ | 料金一覧 | クリニック一覧 | 体験談

☆当院に寄せられた体験談を掲載しております！

**解説**
**治療内容または効果に関する体験談が掲載されている**

2021年　1月　60代女性

3年前虫歯を抜歯し、入れ歯にしました。

痛みはありましたが我慢を続けていると、他の歯も虫歯になり抜歯することになりました。

もともと入れ歯に痛みを感じていたこともあり、この機会にインプラント手術を受けることにしました。

手術前は不安でしたが、先生から丁寧な説明があったので納得して治療を受けることができました。

私は1回法手術を行いました。静脈内鎮静法にて手術を行ったため、手術中は痛みはもちろん、

振動なども感じなかったため、ストレスなく手術を受けることができました。

術後は少し痛みがありましたが、痛み止めを飲めば済む程度の痛みであり、腫れもほとんどありませんでした。

＜ 1 2 3 4 5 ＞

| | |
|---|---|
| 医療法関連法令 | 法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第1号 |
| 医療広告ガイドライン | 第3の1 (6) 患者等の主観に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談 |
| 医療広告ガイドラインに関するQ&A | Q1-18 |

# （14）体験談（省令禁止事項）（個別具体例1/5）
# ※口コミサイトから転載

**口コミサイトの口コミを掲載している表現**

治療等の内容又は効果に関して、患者自身の体験や家族等からの伝聞に基づく主観的な体験談の広告をしてはならない。特に、医療機関にとって便益を与える感想等を取捨選択し掲載するなどして強調することは、虚偽・誇大にあたるため広告できない。

## 元の口コミサイト

**口コミ.com**

全国の歯科医院の口コミを掲載しております！！

- 先日インプラント手術を行いましたが、術後の痛み、腫れはなく、素晴らしいです。
- インプラントの治療を受けました。正直、術後にかなり痛みがありましたが、仕上がりには満足しています。
- 突然歯が痛くなり、急遽通院することになりましたが、〇〇先生のおかげで今は全く痛みがありません！
- ホワイトニングは、最初考えていた予算をオーバーしてしまったのですが、術前と比較するときれいになったと思います。

**全ての口コミを転載**

### 事例①　口コミサイトから転載した口コミ

〇〇 トップペ

**解説①**
**口コミサイトより、治療内容または効果に関する体験談に相当する口コミを転載している。**

患者様の声

☆口コミサイトにおける当院についての患者様の声を掲載しております！（元サイト：口コミ.com）

- 先日インプラント手術を行いましたが、術後の痛み、腫れはなく、素晴らしいです。
- インプラントの治療を受けました。正直、術後にかなり痛みがありましたが、仕上がりには満足しています。
- 突然歯が痛くなり、急遽通院することになりましたが、〇〇先生のおかげで今は全く痛みがありません！
- ホワイトニングは、最初考えていた予算をオーバーしてしまったのですが、術前と比較するときれいになったと思います。

**口コミを抜粋**

### 事例②　口コミサイトから抜粋した口コミ

〇〇 トップペー

**解説②**
**医療機関にとって有利な口コミを抜粋してウェブサイトに掲載している場合は誇大広告に該当する**

患者様の声

☆当院についての患者様の声を口コミサイトより抜粋して掲載しております！（元サイト：口コミ.com）

- 先日インプラント手術を行いましたが、術後の痛み、腫れはなく、素晴らしいです。
- 突然歯が痛くなり、急遽通院することになりましたが、〇〇先生のおかげで今は全く痛みがありません！

| | |
|---|---|
| 医療法関連法令 | 法第6条の5第2項第2号 |
| 医療広告ガイドライン | 第3の1 (3) 誇大な広告（誇大広告） |
| 医療広告ガイドラインに関するQ&A | Q2-9 |

# （15）体験談（省令禁止事項）（個別具体例2/5）
# ※医療機関のスタッフによる記載

**医療機関のスタッフが記載した体験談**

治療等の内容又は効果に関して、患者自身の体験や家族等からの伝聞に基づく主観的な体験談の広告をしてはならない。医療広告ガイドラインでは、こうした体験談について、医療機関への誘引を目的として紹介することは、個々の患者の状態等により感想が異なり得るものであり、誤認を与えるおそれがあることを踏まえ、医療に関する広告としては認められない、とされており、患者等ではなく医療機関のスタッフ等が記載した体験談であっても規制の対象となる。

## 事例①　医療機関のスタッフ自身の体験談

診療時間　10:00～18:00
休診日　日曜・祝日
03-xxxx-xxxx

〇〇クリニック

トップページ　治療内容　料金表

**解説①**
**医療機関スタッフ自身の体験談であっても、患者等が記載した体験談と同様に認められない**

脂肪吸引手術
皮下脂肪内に麻酔薬を注射し、皮膚の複数個所に吸引管が入る程度の切開をし　を吸引しま
す。施術は半日で終了致します。

□□院長

当院の院長である□□も実際に体験！

下腹部周りに脂肪がついてきてしまったので、脂肪吸引手術をすることにしました。
手術自体は半日で終わり、当日中に帰宅することができました。
下腹部周りにいた脂肪がなくなり、うっすらと腹筋も浮かび上がっています。
家族にもほめていただき、大満足です！

## 事例②　医療機関のスタッフが記載した患者等の体験談

**解説②**
**医療機関スタッフが患者等の体験内容を代わりに記載した場合であっても、患者等が記載した体験談と同様に認められない**

〇〇クリニック

トップページ　治療内容　料金表

ダイエットいらず！脂肪吸引手術の紹介！　2021年7月2日

今回は当院で提供している脂肪吸引手術のご紹介です！
ダイエットが長続きしない人も多いと思います。そこでお勧めするのが、「脂肪吸引手術」です。
脂肪吸引手術は脂肪を直接取り除くため、楽に理想の体を手に入れることができます。
先日実際に体験された患者様も、横っ腹の脂肪を吸引されて、ウエストが〇センチも下がりました。「こんなに理想の体型になれるとは思っていなかった。この医療機関で手術をしてよかった」とおっしゃり、満足して帰宅いただきました。
痩せたいけどなかなか痩せられない方、ぜひ「脂肪吸引手術」を受けてみてください！

| | |
|---|---|
| 医療法関連法令 | 法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第1号 |
| 医療広告ガイドライン | 第3の1 (6) 患者等の主観に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談 |
| 医療広告ガイドラインに関するQ&A | Q1-18 |

# （16）体験談（省令禁止事項）（個別具体例3/5）

## ※医療機関の検索が可能なウェブサイトに掲載された体験談の編集依頼

**体験談の内容を編集している違反例**

医療機関の検索が可能なウェブサイトに掲載された体験談については、医療機関からの影響を受けずに患者やその家族が行う推薦に留まる限りは、誘引性は生じず、医療広告に該当しない。
しかし、医療機関からの依頼によって、当該ウェブサイトの運営者が、体験談の内容を改編したり、否定的な体験談を削除したり、又は肯定的な体験談を優先的に上部に表示するなど体験談を医療機関の有利に編集している場合は、医療広告に該当し、禁止される広告（患者等の主観に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談）となる。
ただし、当該体験談が名誉毀損等の不法行為に当たる場合は、医療機関による削除等の依頼は医療法違反には当たらない。

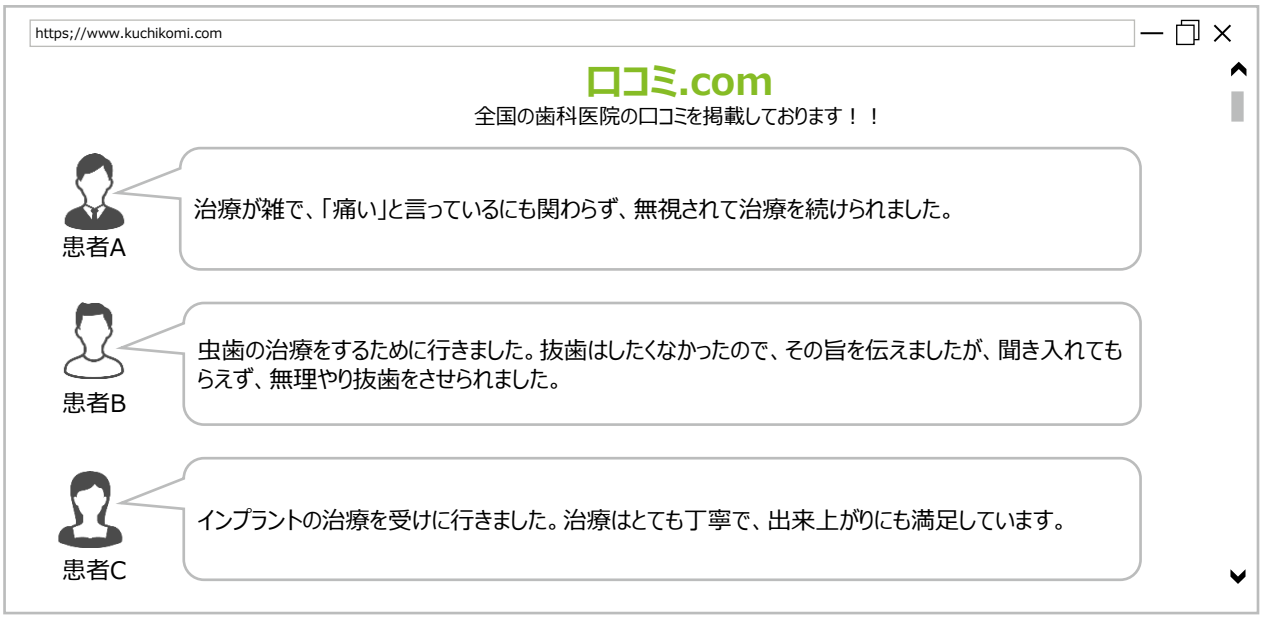


**医療機関からの依頼を受けて口コミサイト運営会社が体験談の内容を編集**

**事例　体験談の編集**

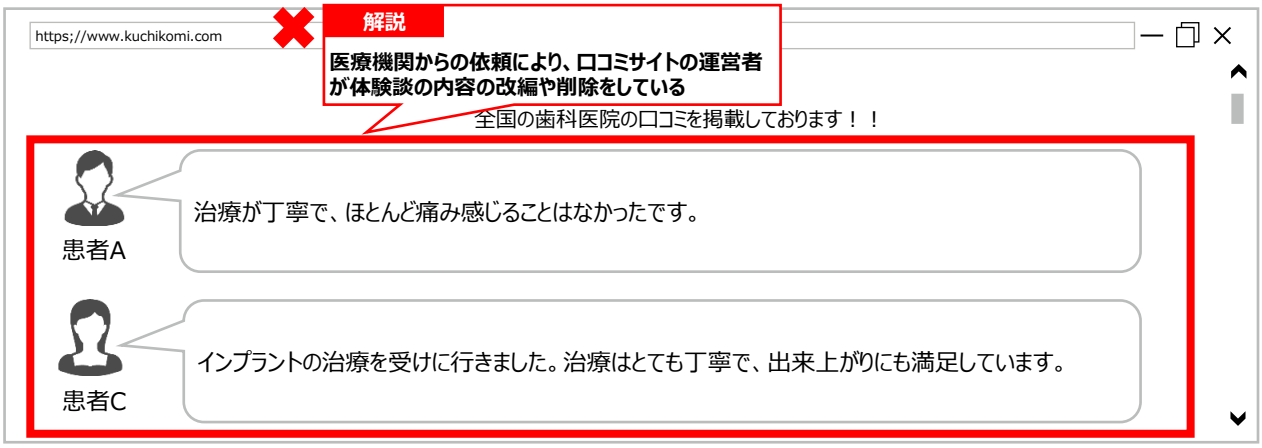


| | |
|---|---|
| 医療法関連法令 | 法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第1号 |
| 医療広告ガイドライン | 第3の1 (6) 患者等の主観に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談 |
| 医療広告ガイドラインに関するQ&A | Q1-18 |


21

1．広告が禁止される事例

# （17）体験談（省令禁止事項）（個別具体例4/5）※患者直筆アンケートの加工・転載

**治療内容又は効果に関する体験談の表現**

治療等の内容又は効果に関して、患者自身の体験や家族等からの伝聞に基づく主観的な体験談の広告をしてはならない。医療広告ガイドラインでは、こうした体験談について、医療機関への誘引を目的として紹介することは、個々の患者の状態等により感想が異なり得るものであり、誤認を与えるおそれがあることを踏まえ、医療に関する広告としては認められない、とされており、患者の直筆アンケートを、画像トリミングやPDF化等の手法で加工・転載された体験談も、規制の対象となる。

**事例　患者の直筆アンケートを加工・転載した体験談**

診療時間　10:00～18:00
休診日　日曜・祝日
03-xxxx-xxxx

○○クリニック

トップページ | 料金一覧 | クリニック一覧 | 体験談

当院では、治療の質の向上のため、患者様に治療後のアンケートを行っています。

【患者様アンケート】

**解説**
**患者からの直筆アンケートを写真やPDFで転載する形で、治療内容または効果に関する体験談が掲載されている**

○○クリニックにご来院いただき、ありがとうございます。
今後の当院での対応・治療の改善のため、治療を受けた感想や、症状の[illegible]をお聞かせください。

お名前　*匿名希望*　　年齢　*60*（歳）　　性別　男・女

1．ご来院のきっかけをお聞かせください。

*3年前虫歯を抜歯し、入れ歯にしました。*
*痛みはありましたが我慢を続けていると、他の歯も虫歯になり抜歯することになりました。*
*もともと入れ歯に痛みを感じていたこともあり、この機会にインプラント手術を受けることにしました。*

2．治療を受けた感想や症状の変化等をお聞かせください。

*手術前は不安でしたが、先生から丁寧な説明があったので納得して治療を受けることができました。*
*術後は少し痛みがありましたが、痛み止めを飲めば済む程度の痛みであり、腫れもほとんどありませんでした。*

ご協力いただきありがとうございました。

○○クリニックスタッフ一同

< 1 2 3 4 5 >

| | |
|---|---|
| 医療法関連法令 | 法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第1号 |
| 医療広告ガイドライン | 第3の1 (6) 患者等の主観に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談 |
| 医療広告ガイドラインに関するQ&A | Q1-18 |

新規作成

1．広告が禁止される事例

# （18）体験談（省令禁止事項）（個別具体例5/5）
# ※患者の主訴として記載された体験談の掲載

**治療内容又は効果に関する体験談の表現**

治療等の内容又は効果に関して、患者自身の体験や家族等からの伝聞に基づく主観的な体験談の広告をしてはならない。医療広告ガイドラインでは、こうした体験談について、医療機関への誘引を目的として紹介することは、個々の患者の状態等により感想が異なり得るものであり、誤認を与えるおそれがあることを踏まえ、医療に関する広告としては認められない、とされており、とある患者の主訴として記載された体験談であっても、規制の対象となる。

**事例　患者の主訴として記載された、治療内容または効果に関する体験談**

診療時間　10:00～18:00
休診日　日曜・祝日
03-xxxx-xxxx

〇〇クリニック

トップページ | 料金一覧 | クリニック一覧 | 体験談

当院では、△△治療を行っています。
実際に治療を行った医師が、代表的な症例をご紹介します。

**CASE1**
40代女性　Aさん
5年間悩まされていた〇〇病の症状が、△△治療で改善した症例

Aさんは、5年前より〇〇病と診断され、療養を続けられておりました。
しかしながら症状が改善しなかったため、半年前に当院にご来院されました。

当院ではご本人と相談し、今まで受けてこられなかった△△治療を開始することとしました。

1回目の治療が終わり、Aさんが**「5年間悩まされていた痛みが和らいだ」**と仰るなど、早速効果がみられました。さらに、治療開始後3カ月経過した時点では、**「痛みがほとんどなくなり、日常生活が楽になった」**とお話されるほどに改善しました。

5年間悩んでおられた症状が改善されたことは、私どもも大変嬉しく思います。

**解説**
**医師による症例紹介の中で、あたかも患者の主訴・治療内容の解説等のように、患者の主観による治療内容または効果に関する体験談が掲載されている**

担当医師XX

| | |
|---|---|
| 医療法関連法令 | 法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第1号 |
| 医療広告ガイドライン | 第3の1 (6) 患者等の主観に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談 |
| 医療広告ガイドラインに関するQ&A | Q1-18 |

# （19）ビフォーアフター写真（省令禁止事項）

## ビフォーアフター写真において治療等の効果又は内容について患者等に誤認を与えるおそれがある表現

医療広告ガイドラインでは、個々の患者の状態等により当然に治療等の結果は異なるものであることを踏まえ、誤認させるおそれがある写真等については医療に関する広告としては認められないとされている一方で、詳細な説明を付した場合についてはこれに当たらない、とされている。ビフォーアフター写真の掲載に必要な情報が十分に記載されておらず治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがあるものについては、広告することはできない。

### 事例①　写真のみ

**解説①**

**ビフォーアフター写真のみが掲載され、説明が一切ない**

**インプラント治療**

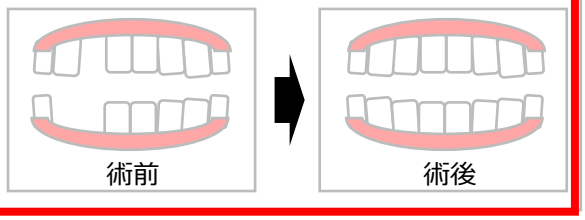


### 事例②　説明が不十分

**解説②**

**通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項の情報が十分でなく、また、期間・回数、リスク・副作用等の情報が付されていない**

**インプラント治療の症例**

インプラント治療により、審美面・機能面ともに回復しました。
治療費は1,500,000円から

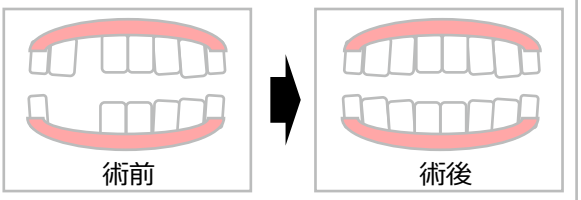


## ビフォーアフター写真の表現に係る改善例

ビフォーアフター写真の掲載に必要な、術前又は術後の写真に通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主なリスク、副作用等に関する事項等の詳細な情報を付すことにより広告が可能である。
※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

https;//www.abcde.shika.com

**症例紹介**

**症例①**　30代女性。事故で失った左側臼歯のインプラント治療

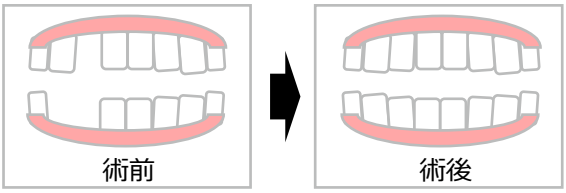


| | |
|---|---|
| 治療内容 | 事故によって歯根破折を起こした左側臼歯に代わって、顎の骨にインプラントを埋め込み、その上に人工の歯を被せるインプラント治療を行い、機能面の回復を行いました。 |
| 治療期間・回数 | 約6ヶ月間、10回 |
| 費用<br>※自由診療となります。 | 総額1,100,000円<br>(検査・診断、手術関連処置費用等を含む)<br>インプラント埋込・上部構造：350,000円/1本 |
| リスク・副作用 | 出血、腫張、疼痛、青痣、神経麻痺、補綴物の脱落、破折、インプラント体の破折、咬合違和感、インプラント周囲炎等 |

**症例②**　ｘｘｘ

**解説①、②**

**術前又は術後の写真に通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主なリスク、副作用等に関する事項等の詳細な情報を付す**

**補足**

術前又は術後のイラストや、術前のみ又は術後のみの写真についても通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療の主なリスク・副作用等の情報を付す必要がある。

## 虚偽広告に該当する可能性について（医療広告ガイドライン抜粋）

「加工・修正した術前術後の写真等の掲載」の取扱いとして、あたかも効果があるかのように見せるため加工・修正した術前術後の写真等については、虚偽広告として取り扱うべきであること、とされている。

| | |
|---|---|
| 医療法関連法令 | 法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第2号 |
| 医療広告ガイドライン | 第3の1 (7) 治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等 |
| 医療広告ガイドラインに関するQ&A | Q2-8 |

# （20）複数のビフォーアフター写真（省令禁止事項）

## 複数のビフォーアフター写真について、まとめて詳細な説明が付された表現

複数のビフォーアフター写真について、術前又は術後の写真に通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主なリスク、副作用等に関する事項等の詳細な情報を、まとめて付しているものは、広告することはできない。

### 事例　複数の治療方法の写真をまとめて説明

症例紹介

**症例①**　足の脂肪吸引（ベイザー脂肪吸引法）

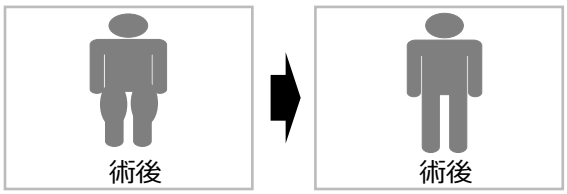


**症例②**　腹部の脂肪吸引（チューメセント法）

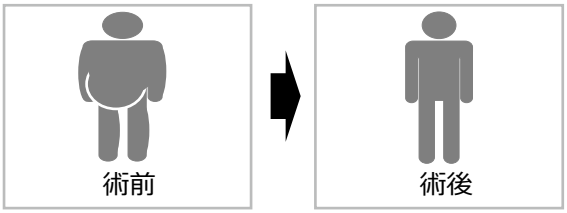


**症例③**　・・・・

：

**解説**
**複数の治療方法の写真に対して説明をまとめて記載している**

| | |
|---|---|
| 治療内容 | 局所麻酔を行い、皮膚を切開し、脂肪を柔らかくした後に、脂肪吸引を行いました。 |
| 治療期間・回数 | 1-2回 |
| 費用 | 150,000円~200,000円 |
| リスク・副作用 | 内出血、術後の腫れ、痛み |

## 複数のビフォーアフター写真の表現に係る改善例

ビフォーアフター写真の掲載に必要な、術前又は術後の写真に通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主なリスク、副作用等に関する事項等の詳細な情報を、それぞれに付すことにより広告が可能となる。
※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

https;//www.abcde.biyou.com

症例紹介

**症例①**　20代男性。足の脂肪吸引の手術。

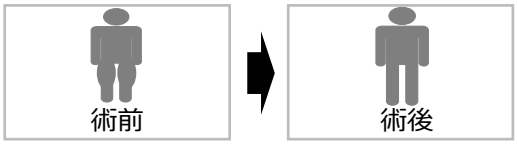


| | |
|---|---|
| 治療内容 | 皮下脂肪内に大量の局所麻酔薬を注射します（チュメセント法）。皮膚の複数個所に吸引管が入る程度の切開（数ミリ程度）をして皮下脂肪を吸引します。傷は糸やテープなどで閉鎖して治療部位は包帯やガーメント（腹巻やコルセットを含む）で圧迫固定します。 |
| 治療期間・回数 | 半日（日帰り） |
| 費用 | 200,000円～300,000円 |
| リスク・副作用 | 治療部位の皮下出血や腫れ、一時的なしびれなどが起こることがあります。ごく稀に大出血や腹膜穿破が起こりえます。脂肪塞栓や重篤な感染症（腹膜炎）で入院を要し生命の危機に及んだという症例の報告もあります。 |

**症例②**　40代女性。下腹部の超音波併用脂肪吸引

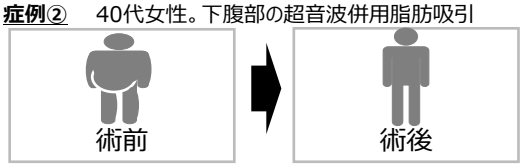


| | |
|---|---|
| 治療内容 | 皮下脂肪内に大量の局所麻酔薬を注射します（チュメセント法）。皮膚の複数個所に吸引管が入る程度の切開（数ミリ程度）をしてから超音波で皮下脂肪に熱を与え柔らかくして、皮下脂肪を吸引しやすくしてから吸引します。傷は糸やテープなどで閉鎖して治療部位は包帯やガーメント（腹巻やコルセットを含む）で圧迫固定します。 |
| 治療期間・回数 | 半日（日帰り） |
| 費用 | 500,000円～800,000円 |
| リスク・副作用 | 治療部位の皮下出血や腫れ、一時的なしびれなどが起こることがありますが、超音波を使用しない場合よりこれらのリスクが低減することが期待できます。超音波の熱による熱傷（やけど）の可能性があります。大出血や脂肪塞栓などの生命の危機に及ぶリスクについては超音波を使用しない方法との優劣について結論は出ていません。 |

**解説**
**それぞれの写真に対して術前又は術後の写真に通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主なリスク、副作用等に関する事項等の詳細な情報を付す**

| | |
|---|---|
| 医療法関連法令 | 法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第2号 |
| 医療広告ガイドライン | 第3の1 (7) 治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等 |
| 医療広告ガイドラインに関するQ&A | Q2-8 |

1．広告が禁止される事例

# （21）ビフォーアフター写真（省令禁止事項）（注意が必要な事例 1/2）

**ビフォーアフター写真について、リンクを張った先に詳細な説明が付された表現**

医療広告ガイドラインでは、術前又は術後の写真に通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主なリスク、副作用等に関する事項等の詳細な情報の掲載場所については、患者等にとって分かりやすいよう十分に配慮し、例えば、リンクを張った先のページへ掲載したり、利点や長所に関する情報と比べて極端に小さな文字で掲載したりといった形式を採用してはならないとされている。

## 事例　リンク遷移した先での詳細な説明の記載

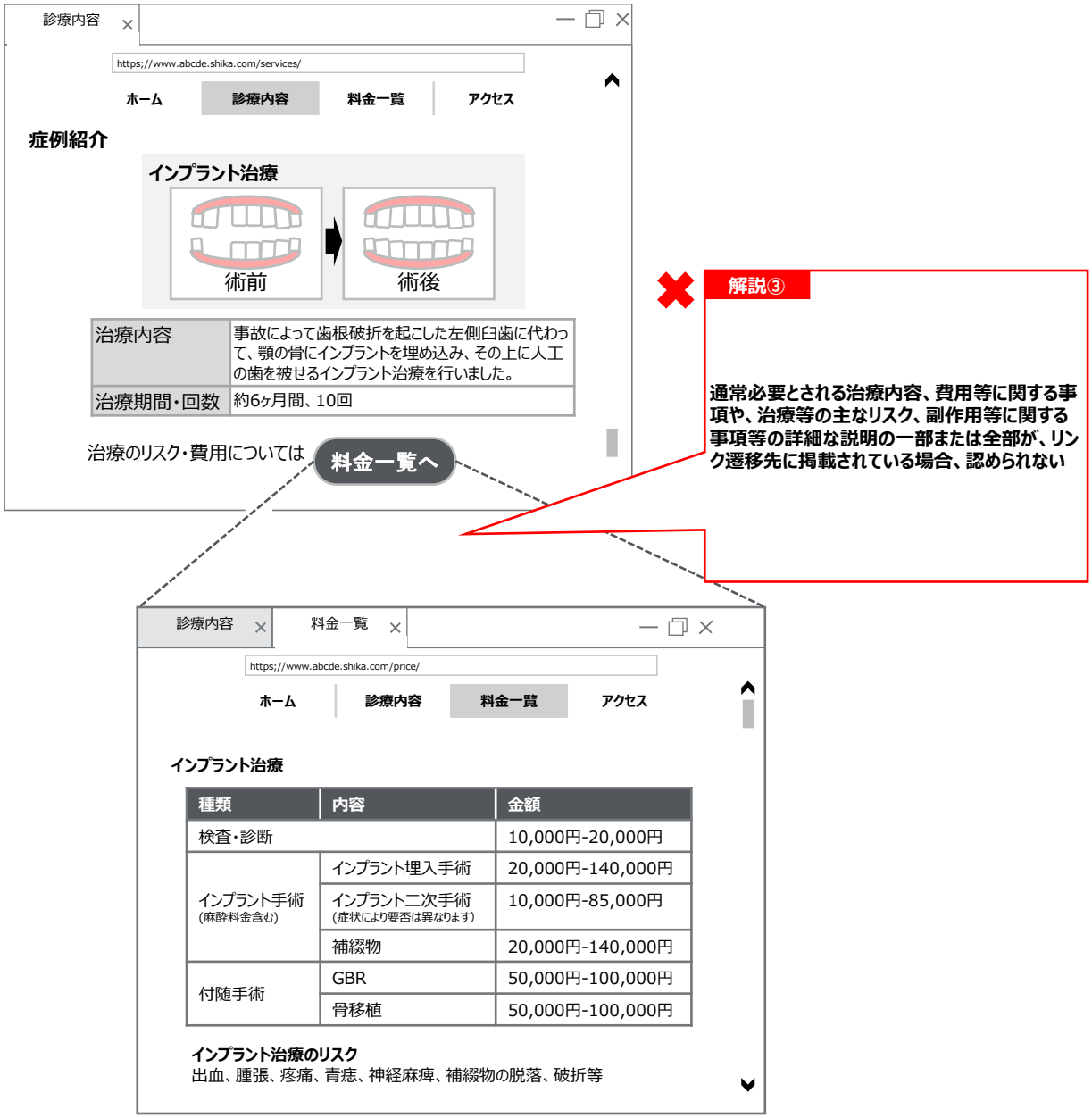


| | |
|---|---|
| 医療法関連法令 | 法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第2号 |
| 医療広告ガイドライン | 第3の1 (7) 治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等 |
| 医療広告ガイドラインに関するQ&A | Q2-8 |

1．広告が禁止される事例

# （21）ビフォーアフター写真（省令禁止事項）（注意が必要な事例 2/2）

**ウェブサイト上のバナー画像および医療機関公式アカウントのSNS上に、ビフォーアフター写真が掲載されており、説明が付されていない**

医療広告ガイドラインでは、術前又は術後の写真に通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主なリスク、副作用等に関する事項等の詳細な情報の掲載場所については、患者等にとって分かりやすいよう十分に配慮し、例えば、リンクを張った先のページへ掲載したり、利点や長所に関する情報と比べて極端に小さな文字で掲載したりといった形式を採用してはならないとされている。

**事例　バナー画像および医療機関公式アカウントのSNSに、ビフォーアフター等の写真のみを掲載**

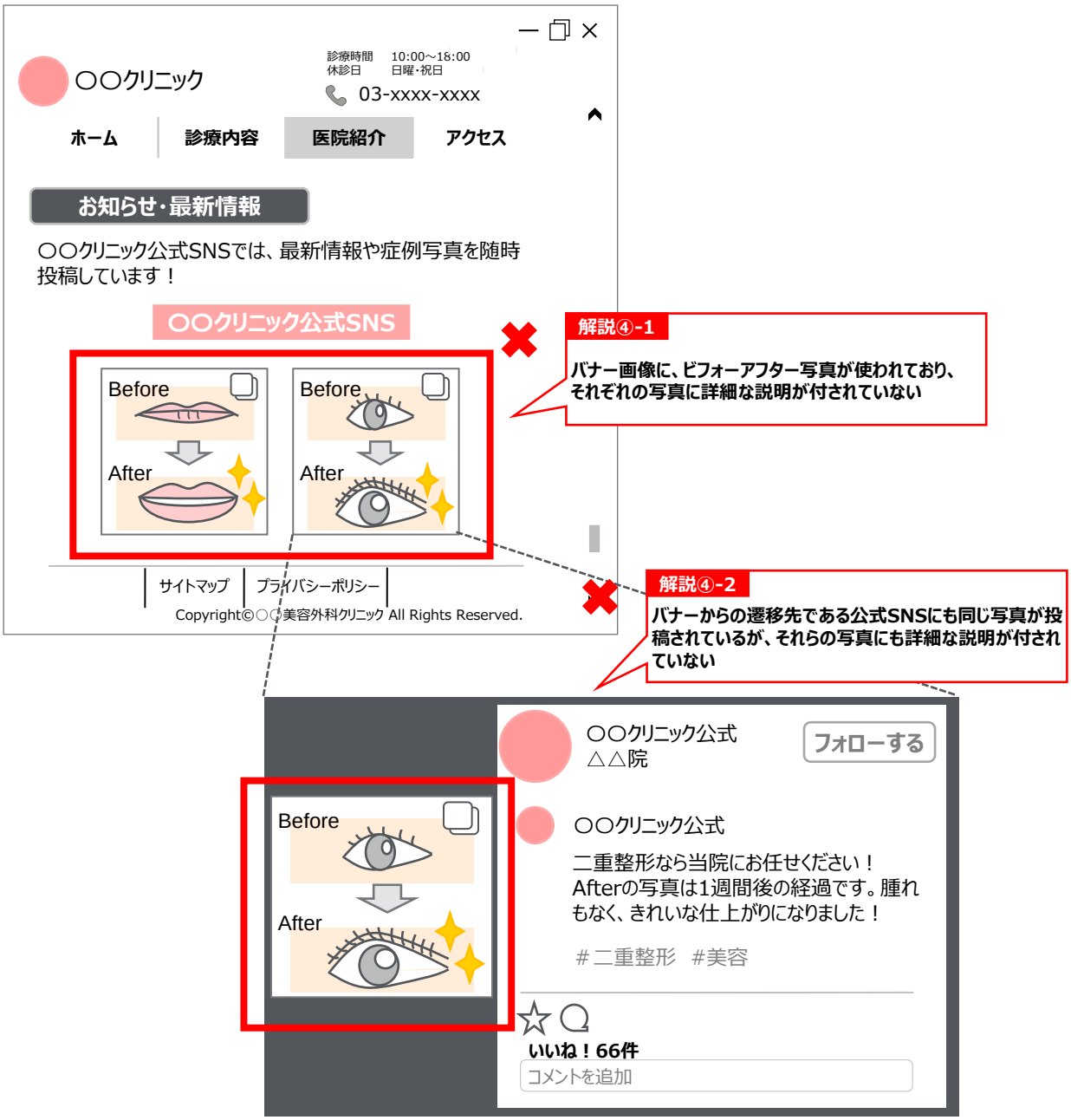


| | |
|---|---|
| 医療法関連法令 | 法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第2号 |
| 医療広告ガイドライン | 第3の1 (7) 治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等 |
| 医療広告ガイドラインに関するQ&A | Q2-8 |

## ２．広告可能事項の記載が不適切な事例

# （22）治療の方法

## 治療の方法について広告をすることができない表現

医薬品医療機器等法で承認された医薬品又は医療機器をその承認等の範囲で使用した自由診療について、治療に公的医療保険が適用されない旨又は標準的な費用を記載していないため、広告することはできない。

### 事例①　公的医療保険が適用されない旨

〇〇美容クリニック

診療時間　10:00～18:00

解説①
公的医療保険が適用されない旨が記載されていない

△△の治療方法（△△（作成者注：既承認の医薬品の販売名））

△△の治療

表情皺の症状に合わせて、各部位に注射します。
・・・・・・

〇標準的な費用：1部位：20,000円

〇〇治療

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

### 事例②　標準的な費用の記載

〇〇美容クリニック

診療時間　10:00～18:00
休診日　日曜・祝日

解説②
治療に必要な標準的な費用が記載されていない

△△の治療方法（△△（作成者注：既承認の医薬品の販売名））

△△の治療

表情皺の症状に合わせて、各部位に注射します。
・・・・・・

△△は公的医療保険が適用されない自由診療です。
費用は施術箇所により異なります。

〇〇治療

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

## 治療の方法の表現に係る改善例

医薬品医療機器等法で承認された医薬品又は医療機器をその承認等の範囲で使用した自由診療については、治療に公的医療保険が適用されない旨、及び標準的な費用を記載することにより広告が可能である。
※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

https;//www.abcde.biyou.com

〇〇美容クリニック

診療時間　10:00～18:00
休診日　日曜・祝日
03-xxxx-xxxx

△△の治療方法（△△（作成者注：既承認の医薬品の販売名））

△△の治療

表情皺の症状に合わせて、各部位に注射します。
・・・・・・

解説①
公的医療保険が適用されない旨を記載する

△△は公的医療保険が適用されない自由診療です。

〇標準的な費用：1部位：20,000円

解説②
治療に必要な標準的な費用を記載する

〇〇治療

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・

| | |
|---|---|
| 医療法関連法令 | 法第6条の5第3項第13号 |
| 医療広告ガイドライン | 第4の4 (13) 法第6条の5第3項第13号 |
| 医療広告ガイドラインに関するQ&A | Q3-9 |

# （23）医療従事者の専門性資格

## 広告することができない医療従事者の専門性資格の表現

厚生労働大臣が届出を受理した専門性資格については広告が可能であるが、団体名及び団体が認定する専門性の資格名が（〇〇学会認定〇〇専門医）記載されていない場合は広告をしてはならない。

### 事例①　資格名が記載されていない

院長紹介

厚生　太郎　〇〇歯科医院　院長

＜経歴＞

昭和62年　△△大学歯学部卒業

**解説①**

**専門性資格については「〇〇学会認定〇〇専門医」のように記載する必要があるが、資格名の記載がなく、「〇〇学会認定　専門医」と記載されている**

＜資格＞

日本口腔外科学会認定　専門医
日本歯周病学会認定　専門医
日本歯科麻酔学会認定　専門医

### 事例②　団体名が記載されていない

院長紹介

厚生　太郎　〇〇歯科医院　院長

＜経歴＞

昭和62年　△△大学歯学部卒業

**解説②**

**専門性資格については「〇〇学会認定〇〇専門医」のように記載する必要があるが、団体名の記載がなく、「〇〇専門医」と記載されている。**
**なお単に「〇〇専門医」との表記は誤認を与えるものとして誇大広告に該当する。**

＜資格＞

口腔外科専門医
歯周病専門医
歯科麻酔専門医

## 医療従事者の専門性資格の表現に係る改善例

厚生労働大臣が届出を受理した専門性資格については、団体名及び団体が認定する専門性の資格名を記載することにより広告が可能である。
※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

https://www.abcde.shika.com

院長紹介

厚生　太郎　〇〇歯科医院　院長

＜経歴＞

昭和62年　△△大学歯学部卒業

**解説①**

**「〇〇学会認定〇〇専門医」と専門性の資格名を記載する**

＜資格＞

日本口腔外科学会認定　口腔外科専門医
日本歯周病学会認定　歯周病専門医
日本歯科麻酔学会認定　歯科麻酔専門医

**解説②**

**団体名を記載する**

### 補足

厚生労働大臣が届出を受理しており、広告が可能である専門性資格は、「医療に関する広告が可能となった医師等の専門性に関する資格名（厚生労働大臣に届出がなされた団体の認定するもの）等について」を参照。
URL：https://www.mhlw.go.jp/content/001063553.pdf

厚生労働大臣が届出を受理していない専門性資格について広告する場合は、「〇〇学会認定〇〇専門医」などと記載したうえで、限定解除要件を満たす必要がある。詳細はP.32を参照。

| | |
|---|---|
| 医療法関連法令 | 法第6条の5第3項第9号、規則第1条の9の2第1号、第2号 |
| 医療広告ガイドライン | 第4の4 (9) 法第6条の5第3項第9号 |
| 医療広告ガイドラインに関するQ&A | Q3-5,3-6,3-7 |

# ３．限定解除要件の記載が不適切な事例

## ３－１　限定解除要件について

## ３－２　自由診療に関する限定解除要件について

# （24）「専門外来」「診療科名」「専門性資格」「手術件数」「新聞や雑誌等で紹介された旨」における限定解除

## 限定解除要件を満たしていない例

厚生労働大臣が届出を受理していない団体が認定する専門性資格※1を有する旨等、広告可能事項に該当しないものは、原則として広告できない。しかし、広告可能事項の限定解除要件を満たし、かつ禁止される広告に該当しない場合は、広告可能事項に該当するか否かによらず広告できる。以下の事例は、容易に照会できるように問い合わせ先（電話番号、Eメールアドレス等）を明示しておらず、限定解除要件を満たしていない。

### 事例①　広告可能事項ではない事項

診療時間　10:00～18:00

〇〇専門外来
〇〇病院

**解説①-1**
「専門外来」の表記が存在する（「専門」を除外して「外来」とした場合も認められない）

ホーム　診療内容　医院紹介　アクセス

| | |
|---|---|
| 膠原病科 | 甲状腺科 |
| 糖尿病科 | 新生児科 |
| 認知症科 | 化学療法科 |

**解説①-2**
法令上の根拠のない診療科名が記載されている

**解説①-3**
厚生労働大臣が届出を受理していない専門性資格を記載している

院長紹介

厚生　太郎　〇〇病院　院長

＜資格＞
□□学会認定　□□専門医
△△学会認定　△△認定医
〇〇学会認定　〇〇認定医
（作成者注：厚生労働大臣が届出を受理していない専門性資格）

手術実績（2014年～2018年）

| | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 |
|---|---|---|---|---|---|
| 〇〇手術 | 50件 | 55件 | 63件 | 72件 | 81件 |
| △△手術 | 28件 | 12件 | 51件 | 32件 | 45件 |

**解説①-4**
特定の医師のキャリアとして、医師個人が行った手術件数が記載されている

**解説①-5**
自らの医療機関や勤務する医師が紹介された旨を記載している

当院のメディア掲載情報

2018/5/25 当院が雑誌△△に掲載されました。
当院の施設写真やスタッフのインタビュー記事も掲載されております！

△△クラブ5月号

2019/3/8 ニュースで当院の院長〇〇が紹介されました！
現在の美容問題などについて、お話しました！

3月6日□□放送

※1「医療に関する広告が可能となった医師等の専門性に関する資格名等について」に記載された範囲であれば限定解除せずに広告可能。

## 限定解除要件を満たす改善例

左記を広告する際には、広告可能事項の限定解除要件に係る情報を十分に記載する必要がある。
※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

https;//www.abcde.com

〇〇専門外来
〇〇病院

診療時間　10:00～18:00
休診日　日曜・祝日

電話　03-xxxx-xxxx
Mail　xxxxxxxxx@yyy.jp

**解説①-1～5**
限定解除要件を満たした情報を記載する

ホーム　診療内容　医院紹介　アクセス

| | |
|---|---|
| 膠原病科 | 甲状腺科 |
| 糖尿病科 | 新生児科 |
| 認知症科 | 化学療法科 |

院長紹介

厚生　太郎　〇〇病院　院長

＜資格＞
□□学会認定　□□専門医
△△学会認定　△△認定医
〇〇学会認定　〇〇認定医
（作成者注：厚生労働大臣が届出を受理していない専門性資格）

手術実績（2014年～2018年）

| | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 |
|---|---|---|---|---|---|
| 〇〇手術 | 50件 | 55件 | 63件 | 72件 | 81件 |
| △△手術 | 28件 | 12件 | 51件 | 32件 | 45件 |

当院のメディア掲載情報

2018/5/25 当院が雑誌△△に掲載されました。
当院の施設写真やスタッフのインタビュー記事も掲載されております！

△△クラブ5月号

2019/3/8 ニュースで当院の院長〇〇が紹介されました！
現在の美容問題などについて、お話しました！

3月6日□□放送

### 補足

限定解除の要件を満たすためには、医療広告ガイドラインp.31の広告可能事項の限定解除要件の①②の記載を満たすことが必要である。
（自由診療の場合は、これに加え限定解除要件の③④を満たす必要がある。詳細は本事例解説書p.34-41を参照

| | |
|---|---|
| 医療法関連法令 | 法第6条の6第1項、令第3条の2 ， 法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第1号、第2号 |
| 医療広告ガイドライン | 第2の3 暗示的又は間接的な表現の扱い ， 第3の1(5) 広告が可能とされていない事項の広告<br>第4の4 (2) 法第6条の5第3項第2号 ， 第4の4(9) 法第6条の5第3項第9号 |
| 医療広告ガイドラインに関するQ&A | Q2-6,3-1,3-2,3-3,3-4,3-5,3-6,3-7,3-16,5-10 |

# ３．限定解除要件の記載が不適切な事例

## ３－１　限定解除要件について

## ３－２　自由診療に関する限定解除要件について

# （25）自由診療における限定解除（全体概要）

## 限定解除を満たしていない表現

自由診療は、一部の例外を除いて広告可能事項には該当しないため、原則として広告できない。しかし、広告可能事項の限定解除要件を満たし、かつ禁止される広告に該当しない場合は、広告可能事項に該当するか否かによらず広告できる。
以下の事例は、「提供している治療内容と治療に必要な標準的な費用」や「治療の主な副作用・リスク」の記載がない、又は不十分で、限定解除要件を満たしていない。

https://www.abcde.biyou.com

治療方法：インプラント

電話　03-xxxx-xxxx
Mail　xxxxxxxxx@yyy.jp

**「通常必要とされる治療内容」**が記載されていない、または国民や患者に対して適切かつ十分な情報を分かりやすく提供していない

➡ 個別具体例は、p.35「事例① 治療等の内容」を参照

**「治療期間及び回数」**が記載されていない、または国民や患者に対して適切かつ十分な情報を分かりやすく提供していない

➡ 個別具体例は、p.36「事例② 治療期間及び回数」を参照

**「標準的な費用」**が記載されていない、または国民や患者に対して適切かつ十分な情報を分かりやすく提供していない

➡ 個別具体例は、p.37「事例③ 標準的な費用」を参照

**「主なリスクや副作用」**が記載されていない、または国民や患者に対して適切かつ十分な情報を分かりやすく提供していない

➡ 個別具体例は、p.38「事例④ 主なリスク、副作用」を参照

## 限定解除要件を満たす改善例

限定解除要件である「提供している治療内容と治療に必要な標準的な費用」「治療の主な副作用・リスク」を十分に記載する必要がある。
※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

https://www.abcde.biyou.com

治療方法：インプラント

**解説①**
**治療内容を適切かつ十分に記載する**

### インプラント治療とは

インプラント治療は、むし歯や歯周病を原因として失った歯にかわって、噛み心地や見た目を回復するための治療法です。歯が抜けたところの顎の骨に人工の歯の根を埋めて、それを土台にして歯をつくります。

### インプラントの治療の流れ

| | |
|---|---|
| 検査 | 口の中の状況はインプラントの治療に直接的に関わったり、インプラントの持ち具合に関わったりするため検査をします |
| エックス線撮影・検査 | インプラントは顎の骨に支えられることで、入れ歯と比べてしっかり噛むことができます。そのため顎の骨の形を正確に知るためにエックス線撮影を行います。 |
| 骨の移植 | 顎の骨が細すぎたり低すぎたりするとインプラントを埋められません。そのような時は骨のボリュームを増やすために骨の移植を行うことがあります。 |
| 手術（治療によっては2回） | 麻酔をして顎の骨にインプラントを埋めます。まず歯肉を切り開いて顎の骨を出します。それからドリルで注意深く骨に穴を開けて、インプラントを埋めます。インプラントを埋める際にインプラントを歯肉で覆った場合は、インプラントの頭を出すためにもう一度手術を行います |
| 仮歯を入れる | 骨とインプラントがくっついてから歯をつくる作業に入ります。口の型取りと噛み合わせの記録を行います。いきなり最終的な歯をつくらずに、まず仮歯をつく |
| 最終的な歯を入れる | 仮歯のチェック 終的な歯をつくります せます。 て最 映さ |

**解説②**
**通常必要とされる治療期間及び回数を記載する**

### 治療期間・回数

| | |
|---|---|
| 治療期間 | 3-6ヵ月 |
| 治療回数 | 5-6回 |

**解説③**
**通常必要とされる標準的な金額を記載する**

### 費用（※症状によって金額は変動します）

| | |
|---|---|
| 総額（1歯欠損の場合） | 200,000円~300,000円（付随手術費用を除く） |

＜内訳＞

| 種類 | 内容 | 金額 |
|---|---|---|
| 検査・診断 | | 10,000円-20,000円 |
| インプラント手術 | インプラント埋入手術 | 20,000円-140,000円 |
| | インプラント二次手術（症状により要否は異なります） | 10,000-85,000円 |
| | 補綴物 | 0円 |
| 付随手術 | GBR | 0円 |
| | 骨移植 | 0円 |

**解説④**
**治療における主なリスクや副作用を記載する**

### リスク・副作用

- 治療費が高額で治療期間が比較的長い
- 外科処置に伴う痛み・腫れ・出血・合併症の可能性がある
- お手入れ次第で感染することがある
- 食べ物が詰まりやすくなることがある
- 噛む感覚が自分の歯と違う

| | |
|---|---|
| 医療法関連法令 | 法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号 |
| 医療広告ガイドライン | 第5の1 基本的な考え方，第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件 |
| 医療広告ガイドラインに関するQ&A | Q5-11,5-12 |

# （25）自由診療における限定解除（個別具体例 1/5）通常必要とされる治療等の内容

## 限定解除要件を満たしていない表現

医療広告ガイドライン上で必要とされている「通常必要とされる治療等の内容」の記載が不十分であるため、限定解除要件を満たしていない。

### 事例①-1 治療等の内容

**解説①-1**
**具体的な治療等の内容が記載されていない**

**インプラント治療とは**

インプラント治療は、失った歯に近い歯を取り戻すことができます。

### 事例①-2 治療等の内容

**解説①-2**
**治療等の内容に関連した記載自体はあるものの、不十分である**

**インプラント治療とは**

インプラントは歯を失った人が行う治療で、最近では技術が進み、
様々な治療方法がございます。
当院では3種類の方法でインプラント治療を行っております。
患者様と相談して治療方法を決めていきますので、まずはご来院ください！

## 限定解除要件を満たす改善例

限定解除要件である「通常必要とされる治療等の内容」を十分に記載する必要がある。
※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

https://www.abcde.biyou.com

**解説①-1,2**
**治療等の内容を適切かつ十分に記載する**

**治療方法：インプラント**

**インプラント治療とは**

インプラント治療は、むし歯や歯周病で抜けた歯にかわって噛み心地や見た目を回復するための治療法です。歯が抜けたところの顎の骨に人工の歯の根を埋めて、それを土台にして歯をつくります。

**インプラントの治療の流れ**

| | |
|---|---|
| 検査 | 口の中の状況はインプラントの治療に直接的に関わったり、インプラントの持ち具合に関わったりするため検査をします |
| エックス線撮影・検査 | インプラントは顎の骨に支えられることで、しっかり噛むことができます。そのため顎の骨の形を正確に知るためにエックス線撮影を行います。 |
| 骨の移植 | 顎の骨が細すぎたり低すぎたりするとインプラントを埋められません。そのような時は骨のボリュームを増やすために骨の移植を行うことがあります。 |
| 手術（治療によっては2回） | 麻酔をして顎の骨にインプラントを埋めます。まず歯肉を切り開いて顎の骨を出します。それからドリルで注意深く骨に穴を開けて、インプラントを埋めます。インプラントを埋める際にインプラントを歯肉で覆った場合は、インプラントの頭を出すためにもう一度手術を行います |
| 仮歯を入れる | 骨とインプラントがくっついてから歯をつくる作業に入ります。口の型取りと噛み合わせの記録を行います。いきなり最終的な歯をつくらずに、まず仮歯をつくって口の中に合わせます。 |
| 最終的な歯を入れる | 仮歯のチェックを行い、もう一度型取りと噛み合わせの確認を行って最終的な歯をつくります。この時は歯の色もチェックして出来映えに反映させます。 |

**治療期間・回数**

| | |
|---|---|
| 治療期間 | 3-6ヵ月 |
| 治療回数 | 5-6回 |

**費用（※症状によって金額は変動します）**

| | |
|---|---|
| 総額（1歯欠損の場合） | 200,000円~300,000円（付随手術費用を除く） |

＜内訳＞

| 種類 | 内容 | 金額 |
|---|---|---|
| 検査・診断 | | 10,000円-20,000円 |
| インプラント手術 | インプラント埋入手術 | 20,000円-140,000円 |
| | インプラント二次手術（症状により要否は異なります） | 10,000-85,000円 |
| | 補綴物 | 20,000円-140,000円 |
| 付随手術 | GBR | 50,000円-100,000円 |
| | 骨移植 | 50,000円-100,000円 |

**リスク・副作用**

- 治療費が高額で治療期間が比較的長い
- 外科処置に伴う痛み・腫れ・出血・合併症の可能性がある
- お手入れ次第で感染することがある
- 食べ物が詰まりやすくなることがある
- 噛む感覚が自分の歯と違う

| | |
|---|---|
| 医療法関連法令 | 法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号 |
| 医療広告ガイドライン | 第5の1 基本的な考え方，第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件 |
| 医療広告ガイドラインに関するQ&A | Q5-11,5-12 |

# （25）自由診療における限定解除（個別具体例 2/5）治療期間及び回数

## 限定解除要件を満たしていない表現

医療広告ガイドライン上で必要とされている「治療期間及び回数」の記載が不十分であるため、限定解除要件を満たしていない。

### 事例②-1 治療期間・回数

✖ 解説②-1
**通常必要とされる治療期間及び回数が記載されていない**

**治療期間・回数**

治療期間は患者様の状態により異なります

### 事例②-2 治療期間・回数

✖ 解説②-2
**最低限の治療期間及び回数しか記載されていない**

**治療期間・回数**

治療期間：1か月～
治療回数：2回～

### 事例②-3 治療期間・回数

✖ 解説②-3
**治療期間しか記載されていない**

**治療期間**

治療期間：3-6ヵ月

## 限定解除要件を満たす改善例

限定解除要件である「治療期間及び回数」を十分に記載する必要がある。
※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

https;//www.abcde.biyou.com

電話　03-xxxx-xxxx
Mail　xxxxxxxxx@yyy.jp

**治療方法：インプラント**

**インプラント治療とは**

インプラント治療は、むし歯や歯周病で抜けた歯にかわって噛み心地や見た目を回復するための治療法です。歯が抜けたところの顎の骨に人工の歯の根を埋めて、それを土台にして歯をつくります。

**インプラントの治療の流れ**

| | |
|---|---|
| 検査 | 口の中の状況はインプラントの治療に直接的に関わったり、インプラントの持ち具合に関わったりするため検査をします |
| エックス線撮影・検査 | インプラントは顎の骨に支えられることで、しっかり噛むことができます。そのため顎の骨の形を正確に知るためにエックス線撮影を行います。 |
| 骨の移植 | 顎の骨が細すぎたり低すぎたりするとインプラントを埋められません。そのような時は骨のボリュームを増やすために骨の移植を行うことがあります。 |
| 手術（治療によっては2回） | 麻酔をして顎の骨にインプラントを埋めます。まず歯肉を切り開いて顎の骨を出します。それからドリルで注意深く骨に穴を開けて、インプラントを埋めます。インプラントを埋める際にインプラントを歯肉で覆った場合は、インプラントの頭を出すためにもう一度手術を行います |
| 仮歯を入れる | 骨とインプラントがくっついてから歯をつくる作業に入ります。口の型取りと噛み合わせの記録を行います。いきなり最終的な歯をつくらずに、まず仮歯をつく |
| 最終的な歯を入れる | 仮歯のチェック |

解説②-1～3
**通常必要とされる治療期間及び回数を記載する**

**治療期間・回数**

| | |
|---|---|
| 治療期間 | 3-6ヵ月 |
| 治療回数 | 5-6回 |

**費用（※症状によって金額は変動します）**

| | |
|---|---|
| 総額（1歯欠損の場合） | 200,000円~300,000円（付随手術費用を除く） |

＜内訳＞

| 種類 | 内容 | 金額 |
|---|---|---|
| 検査・診断 | | 10,000円-20,000円 |
| インプラント手術 | インプラント埋入手術 | 20,000円-140,000円 |
| | インプラント二次手術（症状により要否は異なります） | 10,000-85,000円 |
| | 補綴物 | 20,000円-140,000円 |
| 付随手術 | GBR | 50,000円-100,000円 |
| | 骨移植 | 50,000円-100,000円 |

**リスク・副作用**

- 治療費が高額で治療期間が比較的長い
- 外科処置に伴う痛み・腫れ・出血・合併症の可能性がある
- お手入れ次第で感染することがある
- 食べ物が詰まりやすくなることがある
- 噛む感覚が自分の歯と違う

| | |
|---|---|
| 医療法関連法令 | 法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号 |
| 医療広告ガイドライン | 第5の1 基本的な考え方，第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件 |
| 医療広告ガイドラインに関するQ&A | Q5-11,5-12 |

修正
（事例③-3の追加）

# （25）自由診療における限定解除（個別具体例 3/5）
# 標準的な費用

## 限定解除要件を満たしていない表現

医療広告ガイドライン上で必要とされている「標準的な費用」の記載が不十分であるため、限定解除要件を満たしていない。

### 事例③-1 費用

解説③-1
費用が記載されていない

**費用**

料金は患者様の状態により異なります

### 事例③-2 費用

解説③-2
最低金額のみが記載されている

**費用**

| 内容 | 金額 |
|---|---|
| インプラント手術 | 150,000~ |

### 事例③-3 費用

解説③-3
同一ページ内には治療の最低金額から最高金額までを記載した料金表は存在するが、別の場所に最低価格のみを切り出して記載されている

インプラント　150,000円～

＜内訳＞

| 種類 | | 金額 |
|---|---|---|
| 1箇所 | メーカーA | 150,000円-200,000円 |
| | メーカーB | 200,000円-250,000円 |
| | メーカーC | 300,000円-350,000円 |

### 事例③-4 費用

解説③-4
別途発生する費用が小さな文字で記載されており、具体的な金額の明示もない

**費用**

| 内容 | 金額 |
|---|---|
| インプラント手術 | 170,000 |

※別途検査・診断料金が必要になります
※施術範囲により金額が異なる可能性があります

## 限定解除要件を満たす改善例

限定解除要件である「標準的な費用」を十分に記載する必要がある。
※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

https;//www.abcde.biyou.com

電話　03-xxxx-xxxx
Mail　xxxxxxxxx@yyy.jp

治療方法：インプラント

**インプラント治療とは**

インプラント治療は、むし歯や歯周病で抜けた歯にかわって咬み心地や見た目を回復するための治療法です。歯が抜けたところの顎の骨に人工の歯の根を埋めて、それを土台にして歯をつくります。

**インプラントの治療の流れ**

| | |
|---|---|
| 検査 | 口の中の状況はインプラントの治療に直接的に関わったり、インプラントの持ち具合に関わったりするため検査をします |
| エックス線撮影・検査 | インプラントは顎の骨に支えられることで、しっかり噛むことができます。そのため顎の骨の形を正確に知るためにエックス線撮影を行います。 |
| 骨の移植 | 顎の骨が細すぎたり低すぎたりするとインプラントを埋められません。そのような時は骨のボリュームを増やすために骨の移植を行うことがあります。 |
| 手術（治療によっては2回） | 麻酔をして顎の骨にインプラントを埋めます。まず歯肉を切り開いて顎の骨を出します。それからドリルで注意深く骨に穴を開けて、インプラントを埋めます。インプラントを埋める際にインプラントを歯肉で覆った場合は、インプラントの頭を出すためにもう一度手術を行います |
| 仮歯を入れる | 骨とインプラントがくっついてから歯をつくる作業に入ります。口の型取りと噛み合わせの記録を行います。いきなり最終的な歯をつくらずに、まず仮歯をつくって口の中に合わせます。 |
| 最終的な歯を入れる | 仮歯のチェックを行い、もう一度型取りと咬み合わせの確認を行って最終的な歯をつくります。この時は歯の色もチェックして出来映えに反映させます。 |

**治療期間・回数**

解説③-1,2
最低金額から最高金額を記載する

解説③-1,2
標準的な費用を記載する（症状によって金額に変動がない場合）

**費用（※症状によって金額は変動します）**

| | |
|---|---|
| 総額（1歯欠損の場合） | 200,000円~250,000円（付随手術費用を除く） |

＜内訳＞

| 種類 | 内容 | 金額 |
|---|---|---|
| 検査・診断 | | 20,000円 |
| インプラント手術（麻酔料金含む） | インプラント埋入手術 | 60,000円-80,000円 |
| | インプラント二次手術（症状により要否は異なります） | 65,000円-70,000円 |
| | 補綴物 | 55,000円-80,000円 |
| 付随手術 | GBR | 50,000円-90,000円 |
| | 骨移植 | 50,000円-90,000円 |

解説③-4
費用が発生する可能性がある処置等について、一通り記載があり、またそれぞれの金額も明示的に記載されている

解説③-3
別途発生する費用や内訳を記載する

**リスク・副作用**

- 治療費が高額
- 外科処
- お手入れ
- 食べ物が
- 噛む感覚

| | |
|---|---|
| 医療法関連法令 | 法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号 |
| 医療広告ガイドライン | 第5の1 基本的な考え方，第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件 |
| 医療広告ガイドラインに関するQ&A | Q5-11,5-12 |

# （25）自由診療における限定解除（個別具体例 4/5）主なリスク、副作用等

## 限定解除要件を満たしていない表現

医療広告ガイドライン上で必要とされている「主なリスク、副作用等」の記載が不十分であるため、限定解除要件を満たしていない。

### 事例④-1 リスク、副作用等

**解説④-1**
**治療における主なリスク、副作用等が記載されていない**

**リスク・副作用**

治療費が高額

### 事例④-2 リスク、副作用等

**解説④-2**
**治療における主なリスク、副作用等が十分に記載されていない**

**Q&A**

Q：インプラント治療にはどのようなリスクがありますか？
A：手術中は麻酔が効いていますので、心配ありません。術後の痛みはありますが2～3日でひきます。それ以上に、ブリッジや入れ歯にはないメリットがあります。

### 事例④-3 リスク、副作用等

**解説④-3**
**長所に関する情報と比べて極端に小さな文字で掲載している**

**＜インプラント治療のメリット＞**

- しっかりと強く噛める
- 見映えよく仕上げることが可能
- 自分の歯にかかる負担が減って長持ちする

※デメリット
- 治療費が高額で治療期間が比較的長い
- 外科処置に伴う痛み・腫れ・出血・合併症の可能性がある
- お手入れ次第で感染することがある
- 食べ物が詰まりやすくなることがある
- 噛む感覚が自分の歯と違う

## 限定解除要件を満たす改善例

限定解除要件である「主なリスク、副作用等」を十分に記載する必要がある。
※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

https;//www.abcde.biyou.com

電話　03-xxxx-xxxx
Mail　xxxxxxxxx@yyy.jp

**治療方法：インプラント**

**インプラント治療とは**

インプラント治療は、むし歯や歯周病で抜けた歯にかわって噛み心地や見た目を回復するための治療法です。歯が抜けたところの顎の骨に人工の歯の根を埋めて、それを土台にして歯をつくります。

**インプラントの治療の流れ**

| | |
|---|---|
| 検査 | 口の中の状況はインプラントの治療に直接的に関わったり、インプラントの持ち具合に関わったりするため検査をします |
| エックス線撮影・検査 | インプラントは顎の骨に支えられることで、しっかり噛むことができます。そのため顎の骨の形を正確に知るためにエックス線撮影を行います。 |
| 骨の移植 | 顎の骨が細すぎたり低すぎたりするとインプラントを埋められません。そのような時は骨のボリュームを増やすために骨の移植を行うことがあります。 |
| 手術（治療によっては2回） | 麻酔をして顎の骨にインプラントを埋めます。まず歯肉を切り開いて顎の骨を出します。それからドリルで注意深く骨に穴を開けて、インプラントを埋めます。インプラントを埋める際にインプラントを歯肉で覆った場合は、インプラントの頭を出すためにもう一度手術を行います |
| 仮歯を入れる | 骨とインプラントがくっついてから歯をつくる作業に入ります。口の型取りと噛み合わせの記録を行います。いきなり最終的な歯をつくらずに、まず仮歯をつくって口の中に合わせます。 |
| 最終的な歯を入れる | 仮歯のチェックを行い、もう一度型取りと噛み合わせの確認を行って最終的な歯をつくります。この時は歯の色もチェックして出来映えに反映させます。 |

**治療期間・回数**

| | |
|---|---|
| 治療期間 | 3-6ヵ月 |
| 治療回数 | 5-6回 |

**費用（※症状によって金額は変動します）**

| | |
|---|---|
| 総額（1歯欠損の場合） | 200,000円~300,000円（付随手術費用を除く） |

＜内訳＞

| 種類 | 内容 | 金額 |
|---|---|---|
| 検査・診断 | | |
| インプラント手術 | インプラント埋入手術 | |
| | インプラント二次手術（症状により要否は異なります） | |
| | 補綴物 | |
| 付随手術 | GBR | |
| | 骨移植 | |

**解説④-1,2**
**治療における主なリスク、副作用等を十分に記載する**

**解説④-3**
**長所等の他の情報と同様に記載する**

**リスク・副作用**

- 治療費が高額で治療期間が比較的長い
- 外科処置に伴う痛み・腫れ・出血・合併症の可能性がある
- お手入れ次第で感染することがある
- 食べ物が詰まりやすくなることがある
- 噛む感覚が自分の歯と違う

| | |
|---|---|
| 医療法関連法令 | 法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号 |
| 医療広告ガイドライン | 第5の1 基本的な考え方，第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件 |
| 医療広告ガイドラインに関するQ&A | Q5-11,5-12 |

# （25）自由診療における限定解除（個別具体例 5/5）主なリスク、副作用等

**限定解除要件を満たしていない表現**

医療広告ガイドライン上で必要とされている「主なリスク、副作用等」の記載が不十分であるため、限定解除要件を満たしていない。

**限定解除要件を満たす改善例**

限定解除要件である「主なリスク、副作用等」を十分に記載する必要がある。
※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

## 事例④-4 リスク、副作用等

**解説④-4**
**治療における主なリスク、副作用ではなく、メリットの説明である**

**リスク（ダウンタイム）について**

ダウンタイムはありません。施術当日からメイク可能です。

## 事例④-5 リスク、副作用等

**解説④-5**
**術中・術後における主なリスク、副作用の説明ではなく、対象外となる患者についての説明である**

**リスク（禁忌事項）について**

この施術をお受けできない方
- 風邪・頭痛・発熱・二日酔い・疲労等など体調不良の方。
- 妊娠中、または可能性がある方、授乳中の方。
- 刺青・タトゥーのある部分への施術。
- 切り傷やニキビなどの炎症部位への施術。

## 事例④-6 リスク、副作用等

**解説④-6**
**治療を受けるにあたっての注意事項であり、治療を受けたことにより起こりうるリスク、副作用についての説明ではない。**

**リスク（注意事項）について**

- 施術当日は、激しい運動・飲酒等はお控えください。
- 治療期間中は紫外線予防、保湿を必ず行い日焼けや乾燥に十分お気をつけください。

https;//www.abcde.biyou.com

電話　03-xxxx-xxxx
Mail　xxxxxxxxx@yyy.jp

治療内容

高周波治療（RF）とは

RFは、ラジオ波によって皮膚内部を局所的に温め、皮膚の内部組織の修復を誘導することにより、しわやたるみを改善させる治療です。

治療の流れ

| | |
|---|---|
| 洗顔 | 完全にメイクを落としてから行います。 |
| アイシールド装着 | 目を保護するため、専用のアイシールドを装着します。 |
| 照射 | 幹部に照射します。処置時間は部位によりますが、約15分程度です。 |
| アフターケア | 洗顔・アフターケアを行って終了です。（化粧をされない方でも日焼け止めはお塗りください。） |

治療期間

3週間おきに1回行います。 継続治療は5回～6回をお勧めしています。
（1回でも効果はありますが、複数回の治療を受けることにより、より高い若返り効果が得られます。）

費用

| 内容 | 金額 |
|---|---|
| 顔全体 | 10.000円/回 |
| 顔全体＋首 | 20.000円/回 |

禁忌事項について

この施術をお受けできない方
- 風邪・頭痛・発熱・二日酔い・疲労等など体調不良の方。
- 妊娠中、または可能性がある方、授乳中の方。
- 刺青・タト
- 切り傷や

**解説④-4,5,6**
**治療を受けたことにより起こりうるリスク、副作用（治療を受けたことによる副次的もしくは望ましくない作用等）の説明を十分に記載する**

注意事項について

- 施術当日は、激
- 治療期間中は
十分お気をつけください。

**リスク・副作用※**

- 照射時～照射後には、疼痛、軽度の発赤、腫脹、痂皮、紫斑などが出現することがあります。
- まれに炎症後色素沈着、熱傷、瘢痕形成などの合併症が起こることがあります。

※上記のリスク・副作用の記載例については、日本美容外科学会「美容医療診療指針（令和3年度改訂版）」p.38,41,42を参考に記載。

| | |
|---|---|
| 医療法関連法令 | 法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号 |
| 医療広告ガイドライン | 第5の1 基本的な考え方，第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件 |
| 医療広告ガイドラインに関するQ&A | Q5-11,5-12 |

# （26）未承認医薬品等を用いた自由診療における限定解除

## 前提

わが国の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律において、承認等されていない医薬品・医療機器、あるいは承認等された効能・効果又は用法・用量が異なる医薬品・医療機器を用いた治療について、「未承認医薬品等であること」「入手経路等」「国内の承認医薬品等の有無」「諸外国における安全性等に係る情報」を明示する必要がある。
本頁では、右図の未承認医薬品等の事例を示している。

| 承認の有無・前提 | | 「未承認医薬品等であること」等の記載要否 |
|---|---|---|
| 未承認医薬品等（医薬品・医療機器等） | 他の同等医薬品等も国内承認なし | 必要 |
| | 他の同等医薬品等で国内承認あり | 必要（他の承認等された医薬品等の情報を明示） |
| 承認医薬品等（医薬品・医療機器等） | 承認とは異なる目的での使用 | 必要（承認等された効能・効果又は用法・用量とは異なることを明示） |
| | 承認された目的での使用 | 不要 |

## 未承認医薬品等の要件を満たしていない表現

自由診療の広告に必要となる通常の限定解除要件を満たす記載しかされておらず、未承認医薬品等を用いた自由診療を広告するための限定解除要件は満たしていない。

### 事例　未承認医薬品等を用いた治療方法

リフトアップ治療　電話　03-xxxx-xxxx

**解説**
**「未承認医薬品等であること」「入手経路等」「国内の承認医薬品等の有無」「諸外国における安全性等に係る情報」が記載されていない**

**治療方法**
〇〇（作成者注：未承認医療機器の販売名）で照射する超音波を直接肌にあて、皮下に存在する筋膜に熱をピンポイントで加え、リフトアップを行います。

**治療期間・回数**

| | |
|---|---|
| 治療期間 | 1-2年 |
| 治療回数 | 2-6回 |

**費用**※自由診療となります

| 施術名 | 金額 |
|---|---|
| たるみ治療 | 300,000-350,000円 |

**リスクと副作用について**

**リスク**
神経の全面的あるいは部分的損傷が起こることで、永久的または一時的なしびれや表情筋の麻痺が発生する

**副作用**
線状に皮膚が腫れることがある
一時的に知覚が鈍く感じることがある

**解説**
**「国内の承認医薬品等の有無」について、同一の成分や性能を有する他の国内承認医薬品等がある場合は、その情報を記載する**

例：国内においては〇〇とは別の□□（作成者注：承認医療機器の販売名）が厚生労働省より承認を取得しています

## 未承認医薬品等の要件を満たす改善例

自由診療の広告に必要となる通常の限定解除要件のほかに、未承認医薬品等の要件を十分に記載する必要がある。
※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

https://www.abcde.biyou.com

リフトアップ治療　電話　03-xxxx-xxxx
Mail　xxxxxxxxx@yyy.jp

**治療方法**
〇〇（作成者注：未承認医療機器の販売名）で照射する超音波を直接肌にあて、皮下に存在する筋膜に熱をピンポイントで加え、リフトアップを行います。

**治療期間・回数**

| | |
|---|---|
| 治療期間 | 1-2年 |
| 治療回数 | 2-6回 |

**費用**※自由診療となります

| 施術名 | 金額 |
|---|---|
| たるみ治療 | 300,000-350,000円 |

**リスクと副作用について**

**リスク**
神経の全面的あるい
一時的なしびれや表情筋

**副作用**
線状に皮膚が腫れることが
一時的に知覚が鈍く感じる

**解説**
**「未承認医薬品等であること」「入手経路等」「国内の承認医薬品等の有無」「諸外国における安全性等に係る情報」を記載する**

**※〇〇について**

**未承認医薬品等**
この治療で使用される〇〇は医薬品医療機器等法上の承認を得ていない未承認医療機器です。

**入手経路等**
当院で使用している〇〇は□□国△△社で製造されたものを当院で個人輸入しております。個人輸入された医薬品等の使用によるリスクに関する情報は下記URLをご確認ください。
https://www.yakubutsu.mhlw.go.jp/index.html

**国内の承認医薬品等の有無**
国内においては承認されている医療機器はありません。

**諸外国における安全性等に係る情報**
米国のFDA（アメリカ食品医薬品局）に承認されております。リスクとしては痛み・ヒリヒリ感、みみず腫れ、一時的な腫れ、紫斑、色素増強、瘢痕形成、一時的な局所神経麻痺が報告されています。

| | |
|---|---|
| 医療法関連法令 | 法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号 |
| 医療広告ガイドライン | 第5の1 基本的な考え方，第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件 |
| 医療広告ガイドラインに関するQ&A | Q2-13,3-25,3-26 |

# （27）医薬品等を承認された効能・効果と異なる目的で用いた自由診療における限定解除

## 前提

わが国の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律において、承認等されていない医薬品・医療機器、あるいは承認等された効能・効果又は用法・用量が異なる医薬品・医療機器を用いた治療について、「未承認医薬品等であること」「入手経路等」「国内の承認医薬品等の有無」「諸外国における安全性等に係る情報」を明示する必要がある。
本頁では、右図の未承認医薬品等の事例を示している。

| | 承認の有無・前提 | 「未承認医薬品等であること」等の記載要否 |
|---|---|---|
| 未承認医薬品等（医薬品・医療機器等） | 他の同等医薬品等も国内承認なし | 必要 |
| | 他の同等医薬品等で国内承認あり | 必要（他の承認等された医薬品等の情報を明示） |
| 承認医薬品等（医薬品・医療機器等） | 承認とは異なる目的での使用 | 必要（承認等された効能・効果又は用法・用量とは異なることを明示） |
| | 承認された目的での使用 | 不要 |

## 未承認医薬品等の要件を満たしていない表現

自由診療の広告に必要となる通常の限定解除要件を満たす記載しかされておらず、医薬品等を承認された効能・効果と異なる目的で用いた自由診療を広告するための限定解除要件は満たしていない。

**事例　承認された効能・効果と異なる目的で医薬品等を用いた治療方法**

**美容注射：プラセンタ注射（〇〇（作成者注：既承認の医薬品の販売名））**

**解説**
**承認された効能・効果と異なる目的で医薬品等を使用しているにもかかわらず「医薬品の承認」「入手経路等」「国内の承認医薬品等の有無」「諸外国における安全性等に係る情報」が記載されていない**

**治療方法と治療回数**

治療方法：アミノ酸、核酸、塩基、ミネラルが含まれた〇〇を注射することにより〇〇（効果）を図ります
治療回数：週1回~2週間に1回が平均的な回数です。

**リスクと副作用について**

**リスク：内出血**
プラセンタ注射は、注射器を用いるため、細い血管に当たってしまい内出血を引き越してしまうリスクがあります。
本製剤は生体由来の原料を使用しているため、現在未知の病原体の感染は完全には否定できません。

**副作用：下記症状が出る場合があります**
過敏症・頭痛・肝機能障害・献血ができなくなります

**費用**※自由診療となります

| 手術名 | 金額 |
|---|---|
| プラセンタ注射 | 2,500円/本 |

## 未承認医薬品等の要件を満たす改善例

自由診療の広告に必要となる通常の限定解除要件のほかに、未承認医薬品等の要件を十分に記載する必要がある。
※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

https://www.abcde.biyou.com

電話　03-xxxx-xxxx
Mail　xxxxxxxxx@yyy.jp

**美容注射：プラセンタ注射（〇〇（作成者注：既承認の医薬品の販売名））**

**治療方法と治療回数**

治療方法：アミノ酸、核酸、塩基、ミネラルが含まれた〇〇を注射します
治療回数：週1回~2週間に1回が平均的な回数です。

**費用**※自由診療となります

| 施術名 | 金額 |
|---|---|
| プラセンタ注射 | 2,500円/本 |

**リスクと副作用について**

**リスク：内出血**
プラセンタ注射は、注射器を用いるため、細い血管に当たってしまい内出血を引き越してしまうリスクがあります。
本製剤は生体由来の原料を使用しているため、現在未知の病原体の感染は完全には否定できません。

**副作用：下記症状が出る場合があります**
過敏症・頭痛・肝機能障害

**解説**
**「医薬品の承認」「入手経路等」「国内の承認医薬品等の有無」「諸外国における安全性等に係る情報」を記載する**

**※ヒト胎盤抽出物（プラセンタ）について**

**未承認医薬品等（異なる目的での使用）**
ヒト胎盤抽出物（プラセンタ）は、医薬品医療機器等法において、「慢性肝疾患における肝機能の改善」の効能・効果で承認されていますが、当院で行う美容目的での使用については国内で承認されていません。

**入手経路等**
当院で使用しているヒト胎盤抽出物（プラセンタ）は□□国△△社で製造されたものを当院で個人輸入しております。

**国内の承認医薬品等の有無**
ヒト胎盤抽出物を一般名とする医薬品は国内で承認されておりますが、承認されている効能・効果及び用法・用量と当院での使用目的・方法は異なります。

**諸外国における安全性等に係る情報**
現在重大なリスクは報告されておりませんが、ｖＣＪＤ（変異型クロイツフェルトヤコブ病）の伝播の理論的なリスクは否定できません。

| | |
|---|---|
| 医療法 | 法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号 |
| 医療広告ガイドライン | 第5の1 基本的な考え方，第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件 |
| 医療広告ガイドラインに関するQ&A | Q2-13,2-14,3-25.3-26 |

## ４．広告するにあたって注意が必要な事例

# （28）様々な治療の方法が含まれ、そのいずれの治療を提供するのかという点が明確ではない診療科名（誇大広告）

## 広告をしてはならない診療科名の表現

法令上根拠のない名称や、組み合わせの診療科名のうち、様々な治療の方法が含まれ、そのいずれの治療を提供するのかという点が明確ではない名称について、提供する治療の内容が記載されておらず不明確であり、限定解除要件が満たされているとしても、誤認を与える可能性があり、広告できない。

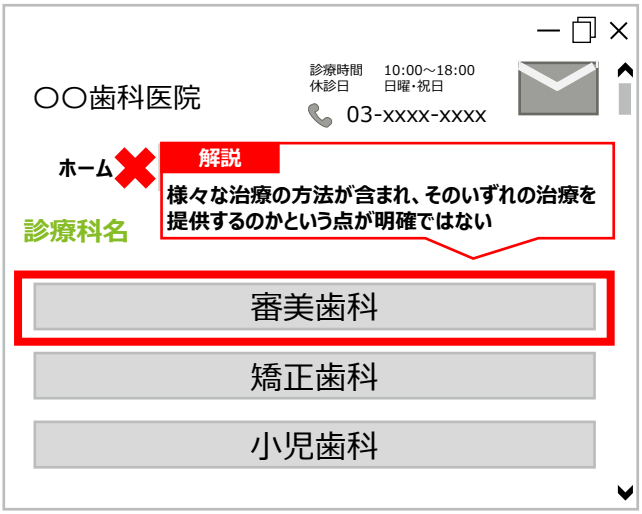


## 広告をしてはならない診療科名の表現に係る改善例

提供する医療の内容を明確に記載したうえで、限定解除要件を満たす必要がある。
※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

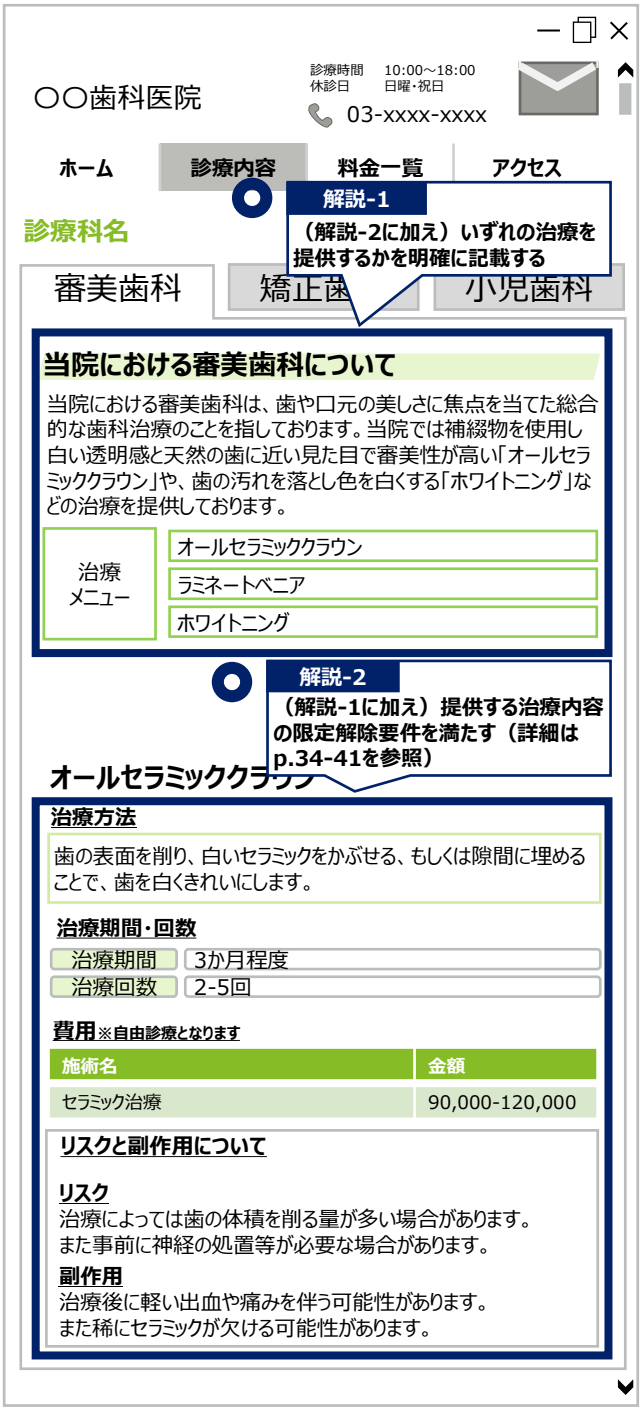


**補足**

診療科名は、医療法施行令第３条の２で定められた診療科名又は当該診療に従事する医師が厚生労働大臣の許可を受けたもの以外は広告が認められないが、限定解除要件を満たすことで、広告は可能である。
限定解除の要件を満たすためには、医療広告ガイドラインp.31の広告可能事項の限定解除要件の①②の記載を満たすことが必要である。
（自由診療の場合は、これに加え限定解除要件の③④を満たす必要がある。詳細は本事例解説書p.34-41を参照。）

| | |
|---|---|
| 医療法関連法令 | 法第6条の5第2項第2号 |
| 医療広告ガイドライン | 第3の1 (3) 誇大な広告（誇大広告） |
| 医療広告ガイドラインに関するQ&A | Q3-18 |

# （29）提供される医療とは直接関係ない事項による誘引

## 提供される医療とは直接関係ない事項の表現

医療広告ガイドラインでは、提供される医療の内容とは直接関係のない情報を強調し、国民・患者を誤認させ、不当に国民・患者を誘引する内容については、広告は行わないものとされている。

**事例　提供される医療の内容とは直接関係のない事項**

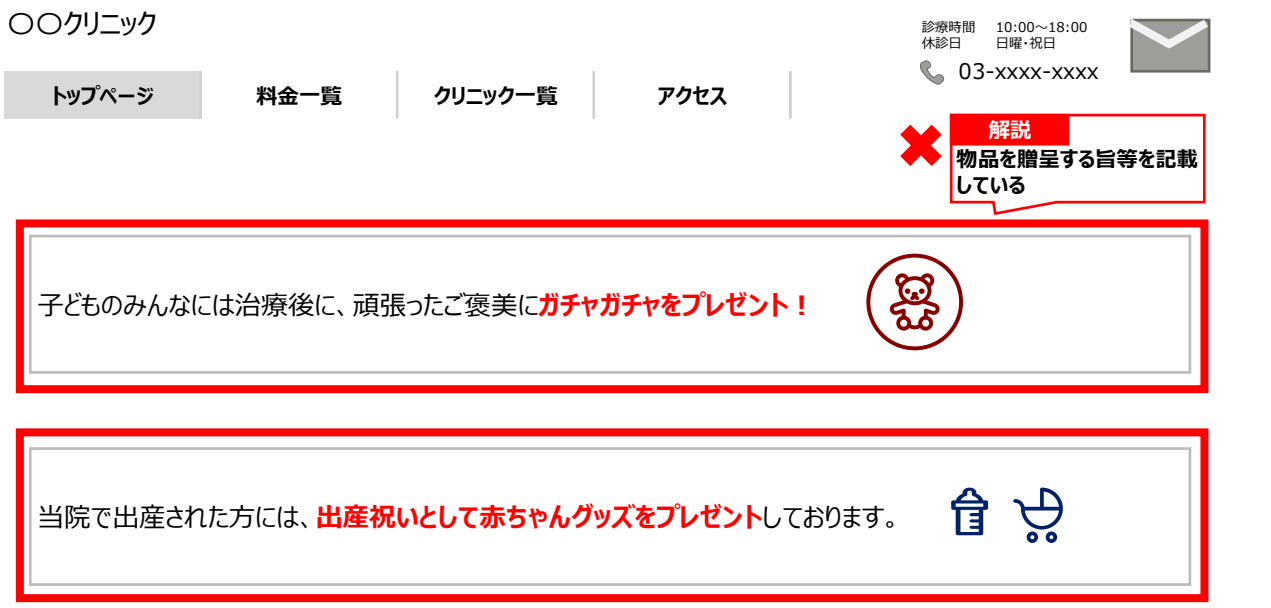


| | |
|---|---|
| 医療法関連法令 | |
| 医療広告ガイドライン | 第3の1 (8) その他 ア ②提供される医療の内容とは直接関係ない事項による誘引 |
| 医療広告ガイドラインに関するQ&A | |

# （30）費用を強調した広告（個別具体例1/2）

**費用を強調した広告**

医療広告ガイドラインでは、医療広告は、患者等が広告内容を適切に理解し、治療等の選択に資するよう、客観的で正確な情報の伝達に努めなければならないから、医療機関や医療の内容について品位を損ねる、あるいはそのおそれがある広告は行うべきではない、とされている。

**費用を強調した広告に係る改善例**

キャンペーンや割引等の品位を損ねる、あるいはそのおそれがある広告は控え、治療の費用は過度に強調せずに記載する。

## 事例①　キャンペーンや割引を強調した広告

〇〇クリニック

診療時間　10:00～18:00
休診日　日曜・祝日
03-xxxx-xxxx

トップページ　治療内容

解説
費用を前面に押し出した記載をしている

お知らせ

**期間限定！夏のキャンペーン(2021/07/01)**
夏の期間（7/1-8/31）限定で、様々な治療お安くなります。

〇脱毛治療
通常価格20,000円/1ヶ月→**割引価格15,000円**

〇ダイエット治療
通常価格100,000円/1ヶ月→**割引価格75,000円**

⇒そのほかの治療でも割引をしております

〇〇クリニック

診療時間　10:00～18:00
休診日　日曜・祝日
03-xxxx-xxxx

トップページ　治療内容

解説
費用を過度に強調せずに記載する

お知らせ

**料金改定のお知らせ(2021/07/01)**
7月1日から8月31日の間、「脱毛治療」「ダイエット治療」は料金を変更致します。

〇脱毛治療
価格15,000円/1ヶ月

〇ダイエット治療
価格75,000円/1ヶ月

## 事例②　会員特典として費用の割引を強調した広告

〇〇クリニック

診療時間　10:00～18:00
休診日　日曜・祝日
03-xxxx-xxxx

トップページ　治療内容

解説
会員特典として費用の割引を強調して、患者等を不当に誘引する記載をしている

当院専用アプリからのご予約でさらにお安くなります！

App store インストール

アプリから会員登録をして、
各種治療30%OFF割引券をGet!

診療時間

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 9:00～13:00 | ○ | ○ | ○ | - | ○ | ○ |
| 14:30～18:00 | ○ | ○ | ○ | - | ○ | ○ |

休診：木・日

治療メニュー

一般皮膚科　美容皮膚科
一般整形外科　美容整形外科

お知らせ

2021/7/30 夏季休暇について
8月の9日-13日の期間、夏季休暇のため休診とさせていただきます。
なお、14日からは通常の診療時間で診療します。
ご不便をおかけしますが、お間違いないようご注意ください。

| | |
|---|---|
| 医療法関連法令 | |
| 医療広告ガイドライン | 第3の1 (8) その他 ア ①費用を強調した広告 |
| 医療広告ガイドラインに関するQ&A | Q2-5 |

4．広告するにあたって注意が必要な事例

# （30）費用を強調した広告（個別具体例2/2）

**費用を強調した広告**

医療広告ガイドラインでは、医療広告は、患者等が広告内容を適切に理解し、治療等の選択に資するよう、客観的で正確な情報の伝達に努めなければならないから、医療機関や医療の内容について品位を損ねる、あるいはそのおそれがある広告は行うべきではない、とされている。

**事例③　症例モニターとして治療を受ける際の価格として、費用の割引を強調した広告**

診療時間　10:00～18:00
休診日　日曜・祝日
03-xxxx-xxxx

○○クリニック

トップページ | 治療内容 | 料金表 | 当院について

解説
「症例モニターとして治療を受ける場合、通常の費用から割引される旨」を記載している

**モニター大募集！**
症例モニターにご協力いただける場合、通常価格よりもお得な料金で治療を受けることができます！

| | 通常価格 | | モニター価格 | |
|---|---|---|---|---|
| ○○治療 | 200,000円 | ⇨ | 100,000円 | 50% OFF! |
| △△治療 | 50,000円 | ⇨ | 0円 | 無料! |

下記のフォームからご応募ください。

お申し込みはこちら

| | |
|---|---|
| 医療法関連法令 | |
| 医療広告ガイドライン | 第3の1 (8) その他 ア ①費用を強調した広告 |
| 医療広告ガイドラインに関するQ&A | Q2-5 |

# （31）医薬品の販売名（医薬品医療機器等法）

## 医薬品の販売名

平成29年9月29日付け薬生発0929第4号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知の別紙「医薬品等適正広告基準」により、医薬関係者以外の一般人を対象とする広告は行わないものとされていることに鑑み、医薬品又は医療機器の販売名については、広告してはならない。

## 医薬品の販売名に係る改善例

医薬品又は医療機器については、一般的名称等、特定されない記載をすることにより、広告が可能である。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

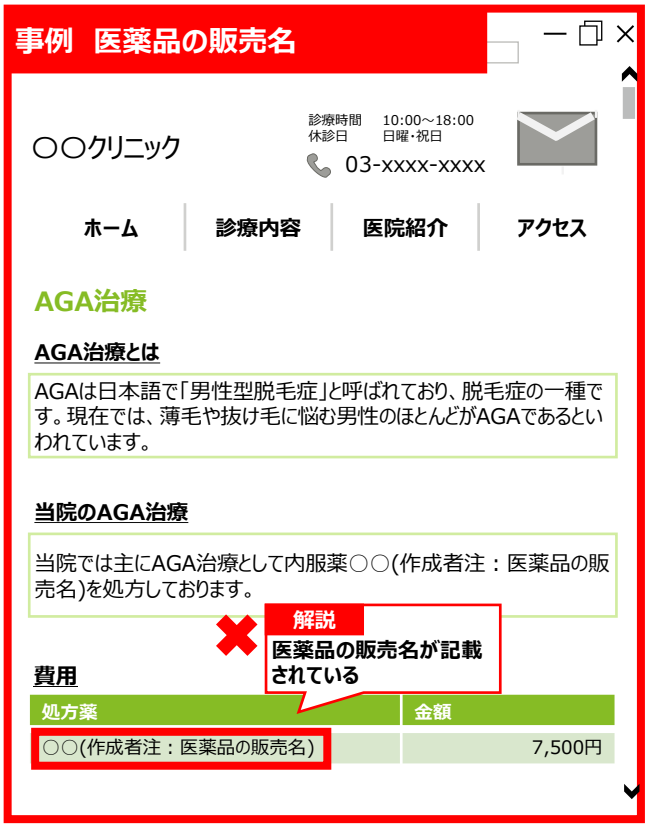


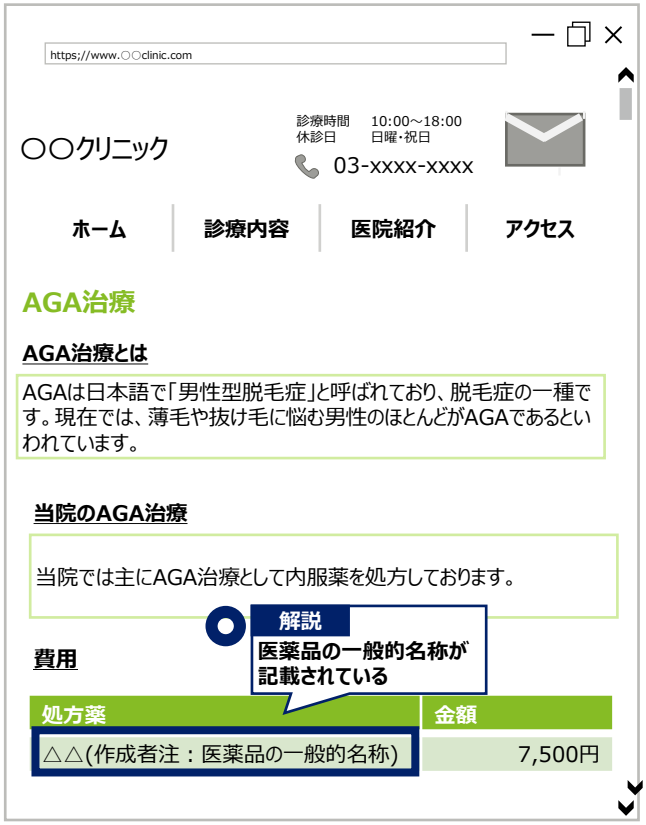


**補足**

医薬品又は医療機器の販売名についても、広告可能事項の限定解除要件を満たした場合には、広告可能事項の限定が解除でき、広告が可能である。
広告している医薬品が未承認の場合や、承認された効能効果以外の用途で使用されている場合は、通常の限定解除要件に加えて、「未承認医薬品であることの明示」「入手経路等の明示」「国内の承認医薬品等の有無の明示」「諸外国における安全性等に係る情報の明示」の記載が必要である。
（詳細は本事例解説書p.40-41を参照）

| | |
|---|---|
| 医療法関連法令 | 医薬品医療機器等法 |
| 医療広告ガイドライン | 第3の1 (8) その他 イ ①医薬品医療機器等法 |
| 医療広告ガイドラインに関するQ&A | Q2-15 |

# （32）バナー広告における違反

## バナー広告の不適切な表現

医療広告ガイドラインでは、「①患者の受診等を誘引する意図があること（誘引性）」と「②医業若しくは歯科医業を提供する者の氏名若しくは名称又は病院若しくは診療所の名称が特定可能であること（特定性）」のいずれの要件も満たす場合、医療広告規制の対象になるとされており、これらを満たす場合は医療機関ホームページに限らずバナー広告も対象となる。
バナー広告では、禁止される広告は当然に不適切であることに加え、限定解除要件「①医療に関する適切な選択に資する情報であって患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトその他これに準じる広告であること」を満たさないことから広告可能事項以外は広告することができない。

## 事例　バナー広告における違反

## 医療広告ガイドラインにおけるバナー広告の扱いについて

医療広告ガイドラインでは、広告可能事項の限定解除の具体的な要件にて、「インターネット上のバナー広告、あるいは検索サイト上で、例えば「癌治療」を検索文字として検索した際に、スポンサーとして表示されるものや検索サイトの運営会社に対して費用を支払うことによって意図的に検索結果として上位に表示される状態にしたものなどは、①を満たさないものであること。」とされており、バナー広告は限定解除要件①を満たさないことから、広告可能事項以外を広告することはできない。
なお、バナー広告自体が一律禁止されているわけではなく、広告可能事項の範囲内であれば広告可能である。

| | |
|---|---|
| 医療法関連法令 | 法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号他 |
| 医療広告ガイドライン | 第5の1 基本的な考え方，第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件他 |
| 医療広告ガイドラインに関するQ&A | Q1-7 |

# （33）リスティング広告における違反

## リスティング広告の不適切な表現

医療広告ガイドラインでは、「①患者の受診等を誘引する意図があること（誘引性）」と「②医業若しくは歯科医業を提供する者の氏名若しくは名称又は病院若しくは診療所の名称が特定可能であること（特定性）」のいずれの要件も満たす場合、医療広告規制の対象になるとされており、これらを満たす場合は医療機関ホームページに限らずリスティング広告も対象となる。
リスティング広告では、禁止される広告は当然に不適切であることに加え、限定解除要件「①医療に関する適切な選択に資する情報であって患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトその他これに準じる広告であること」を満たさないことから広告可能事項以外は広告することができない。

## 事例　リスティング広告における違反

https;//www.----------

脱毛治療

**広告**　www.★★.脱毛治療/▼

**【業界最安値】脱毛治療が1部位2,000円**

美容脱毛治療は、自由診療であるため一般的に費用が高くなります。しかし当院では業界最安値の1部位2,000円で施術を受けることができます。

**解説**
**比較優良広告に該当する内容が記載されている**

**広告**　www.△△クリニック.美容治療/▼

**脱毛治療といえば△△クリニック**

当院では医療用脱毛レーザーを使用し、毛根部のメラニン色素に熱を吸収させることで、毛を成長させる組織にダメージを与え、新しい毛が生えるのを抑えます。2か月おきに4-5回の照射で施術は終了し、料金は20万円程度となります。照射中は痛みがあり、照射後も赤みがでることがあります。

**解説**
**特定医療機関ホームページを訪れるものとは異なり、患者等が自ら求めて入手する情報でなく、限定解除要件①を満たさない状態で広告可能事項以外が広告されている**

www.■■biyo>menu>脱毛治療▼

**■■病院**

当院で全身の脱毛治療を提供しております。医療機関しか
脱毛機器を使用しているため、脱毛効果でしっかり脱毛したい方に

### リスティング広告から遷移した医療機関のホームページ

https;//www.△△clinic.com

**△△クリニック**

ホーム　診療内容　医院紹介　アクセス

**治療方法：脱毛**　03-xxxx-xxxx

| | |
|---|---|
| 治療内容 | 医療用脱毛レーザーで、毛を成長させる組織にダメージを与え、新しい毛が生えるのを抑えます。 |
| 費用 | 1部位：2,000円 |
| 期間・回数 | 1年程度、5回 |
| リスク・副作用 | 照射中は痛みがあり、照射後も赤みがでることがあります。 |

## 医療広告ガイドラインにおけるリスティング広告の扱いについて

医療広告ガイドラインでは、広告可能事項の限定解除の具体的な要件にて、「インターネット上のバナー広告、あるいは検索サイト上で、例えば「癌治療」を検索文字として検索した際に、スポンサーとして表示されるものや検索サイトの運営会社に対して費用を支払うことによって意図的に検索結果として上位に表示される状態にしたものなどは、①を満たさないものであること。」とされており、リスティング広告は限定解除要件①を満たさないことから、広告可能事項以外を広告することはできない。
なお、リスティング広告自体が一律禁止されているわけではなく、広告可能事項の範囲内であれば広告可能である。

| | |
|---|---|
| 医療法関連法令 | 法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号 |
| 医療広告ガイドライン | 第5の1 基本的な考え方，第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件 |
| 医療広告ガイドラインに関するQ&A | |

# （34）特定の人のみが閲覧可能な広告における違反

## 特定の人のみが閲覧可能な広告における違反例

当該医療機関に係る情報取得を希望した者のみ閲覧可能な状態（一般人は閲覧不可）であっても広告規制の対象になるため、禁止される広告は当然に認められない。

### 事例　会員限定ページにおける違反

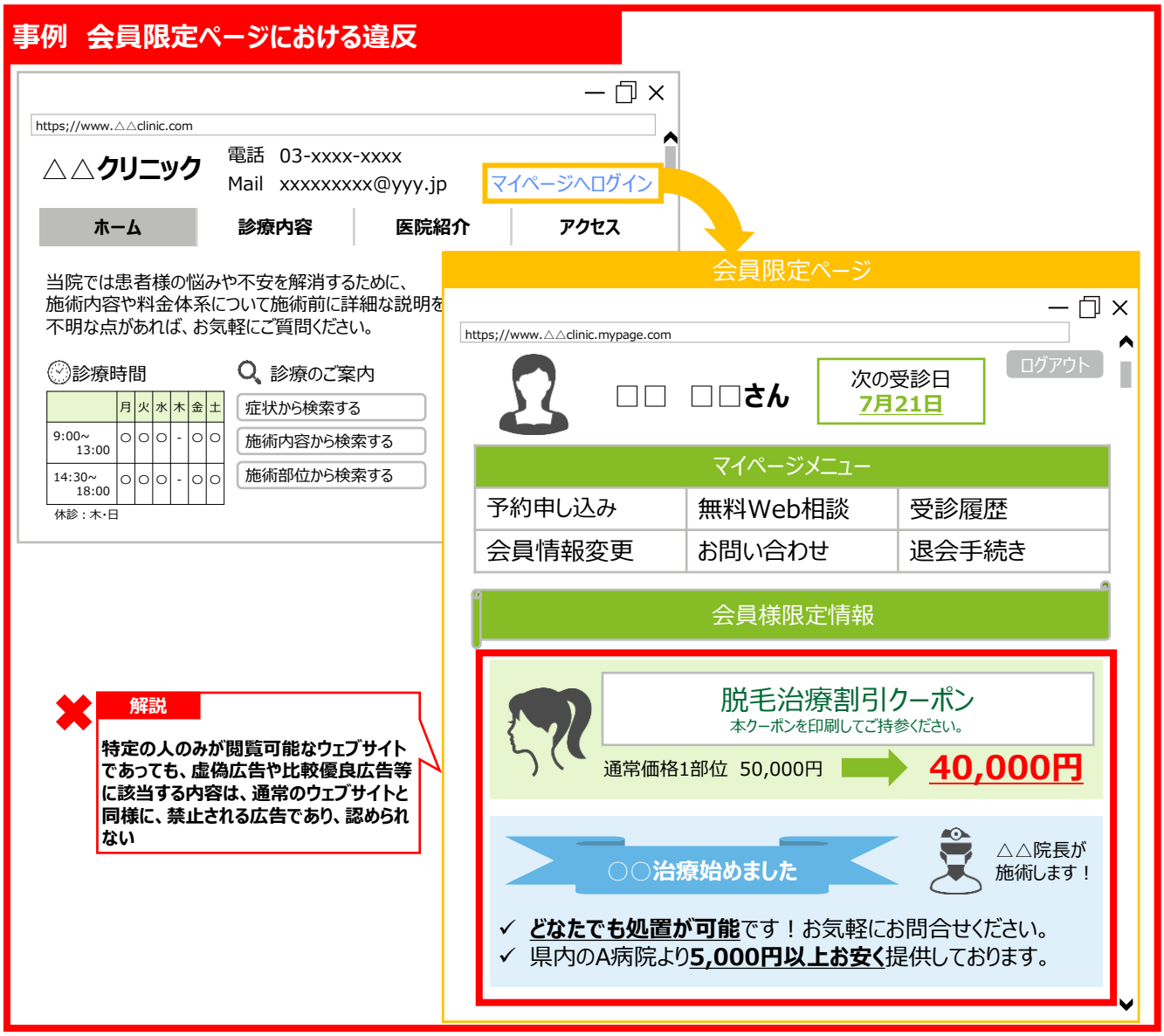


### 補足

虚偽広告や比較優良広告等だけではなく、法又は広告告示により広告が可能とされた事項以外の広告も認められないが、通常のウェブサイトと同様、限定解除要件を満たすことで広告は可能である。限定解除の要件を満たすためには、医療広告ガイドラインp.31の広告可能事項の限定解除要件の①②の記載を満たすことが必要である。
(自由診療の場合は、これに加え限定解除要件の③④を満たす必要がある。詳細は本事例解説書p.34-41を参照。)

| | |
|---|---|
| 医療法関連法令 | |
| 医療広告ガイドライン | 第2　広告規制の対象範囲 |
| 医療広告ガイドラインに関するQ&A | Q1-10 |